

第4次 島本町障害者計画

令和6(2024)年3月

島本町

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1-1 計画策定の背景と趣旨.....	1
1-2 計画の位置付けと期間.....	3
1-3 計画の策定体制.....	4
1-4 計画の推進体制.....	4
第2章 障害者の現状.....	5
2-1 障害者手帳所持者数の推移.....	5
2-2 障害者手帳所持者の年齢別人数.....	6
2-3 身体障害者手帳の障害別・等級別人数.....	6
2-4 療育手帳の障害程度別人数.....	7
2-5 精神障害者保健福祉手帳の等級別人数.....	7
2-6 障害支援区分の認定者数.....	7
第3章 障害者計画の基本方針.....	8
3-1 基本理念.....	8
3-2 基本目標.....	8
3-3 施策体系.....	9
第4章 施策の展開.....	10
基本目標1 思いやりと支えあいの地域共生社会をつくる.....	10
1. 障害者への理解.....	10
2. 権利擁護.....	12
3. 地域福祉.....	13
基本目標2 生活の基礎となる健康の保持・増進を支援する.....	15
1. 保健.....	15
2. 医療.....	17
3. 心の健康.....	20
基本目標3 子どもたちの育ちと学びを支援する.....	21
1. 療育・保育・幼児教育.....	21
2. 学校教育.....	23
基本目標4 必要なサービスを確保し、地域での暮らしを支援する.....	25
1. 相談支援.....	25
2. 生活支援.....	26
基本目標5 就労と社会参加を支援する.....	31
1. 雇用・就労.....	31
2. 生きがい・社会参加.....	33
基本目標6 安全・安心で、すべての人にやさしいまちをつくる.....	36
1. 情報・意思疎通支援.....	36
2. 生活環境の整備.....	38
3. 安全の確保.....	41
資料.....	44
島本町障害者施策推進協議会条例.....	44
島本町障害者施策推進協議会 委員名簿.....	45
島本町障害者施策推進協議会 開催経過.....	46
用語説明	47

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成30(2018)年3月に策定した「第3次島本町障害者計画」(計画期間：平成30(2018)～令和5(2023)年度)及び令和3(2021)年3月に策定した「第6期島本町障害福祉計画(第2期島本町障害児福祉計画)」(計画期間：令和3(2021)～令和5(2023)年度)に基づき、関連する各種計画との整合を図りながら、障害者福祉に関する諸施策を推進してきました。

この間、国においては、令和2(2020)年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、令和5(2023)年に「障害者雇用促進法」が改正され、また令和元(2019)年に「読書バリアフリー法」、令和3(2021)年に「医療的ケア児支援法」、令和4(2022)年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が新たに施行されるなど、地域共生社会¹の実現に向けた、権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進んでいます。加えて、令和3(2021)年より施行された社会福祉法の一部改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が創設され、市町村において「属性を問わない支援」、「多様な社会参加に向けた支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する体制の整備が求められています。

また、令和6(2024)年から施行される改正「障害者総合支援法」においては、「障害者等の地域生活の支援体制の充実」、「障害者の就労支援および障害者雇用の質の向上の推進」、「精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備」、「難病患者等に対する適切な医療の充実および療養生活支援の強化」、「障害者・難病等についてのデータベースに関する規定の整備」等のポイントが示され、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現することが目指されています。

さらに、令和5(2023)年度より始まった国の第5次障害者基本計画では、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「共生社会の実現に資する取組の推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」、「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」が示され、各論において共生社会の実現に向けた施策が推進されています。

一方で、地域社会に目を向ければ、地域共生社会の実現のためには、不足するサービス・資源の充実、権利擁護の推進、重度障害者等の地域移行の促進、就労支援や障害児支援、災害時支援の充実、複合的な課題に対応する包括的な支援体制の構築等、まだ多くの課題が残されています。

障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で互いに助け合い、認め合いながら、安心して暮らせるまちの実現に向け、これまでの計画の成果や課題、障害者やその家族等のニーズ、国・大阪府の動向等を踏まえ、今後も総合的かつ計画的な障害者福祉の推進を図るため、令和6(2024)年度からの本町の障害者施策の指針となる「第4次島本町障害者計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

¹ 地域共生社会：制度・分野の違いや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

＜近年の法・制度の動向＞

主な動き	
平成 28 年 (2016)	「障害者差別解消法」施行 行政機関・民間事業者における差別的取扱いの禁止、合理的配慮²の提供 「成年後見制度利用促進法」施行 人材確保等利用促進のための施策、国等の責務 「障害者雇用促進法」改正 雇用分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供
平成 30 年 (2018)	「障害者総合支援法」「児童福祉法」改正 就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援の創設、障害児福祉計画の法定化など 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 障害者の文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品発表機会の確保など
令和元年 (2019)	「障害者雇用促進法」改正 障害者活躍推進計画策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給など 「読書バリアフリー法」施行〔視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律〕 障害の有無に関わらず書籍を活用できる環境の整備（電子書籍・拡大図書等の充実）など
令和 2 年 (2020)	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大
令和 3 年 (2021)	「社会福祉法」改正 地域共生社会の実現をめざし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築（重層的支援体制の整備）など 「医療的ケア児支援法」施行〔医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律〕 国・地方公共団体・保育所や学校設置者等の責務、医療的ケア児支援センターの設置など
令和 4 年 (2022)	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和 5 年 (2023)	「障害者雇用促進法」改正 事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上など
令和 6 年 (2024)	「障害者総合支援法」改正 地域生活支援の充実、就労支援・障害者雇用の充実（就労選択支援の創設、短時間労働者の法定雇用率算定等）、精神障害者のニーズに応じた支援体制（医療保護入院の見直し等）など

※改正法については、主な施行時期に記載しています。

² 合理的配慮：障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらし原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のことです。

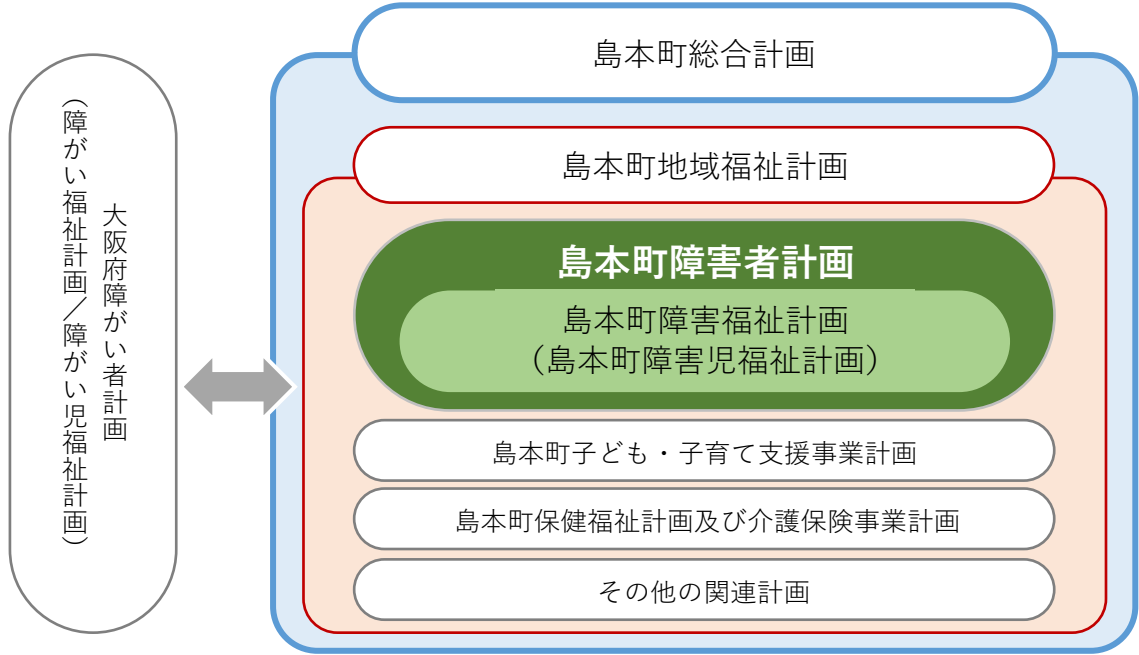
1－2 計画の位置付けと期間

1. 位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」（第4次島本町障害者計画）として策定するものであり、障害者に対する福祉施策を中心に各分野の関連施策を示し、その実現に向けての基本方針と施策の方向性等を示します。

本計画は、本町の最上位計画である「島本町総合計画」の障害者施策に関わる部門別計画です。また、福祉系計画の上位計画である「島本町地域福祉計画」をはじめ、その他の関連計画との整合を図りながら、諸施策を一体的に推進します。

なお、障害者施策のうち、障害福祉サービス等の実施計画として、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、別に「島本町障害福祉計画（島本町障害児福祉計画）」を策定し、障害福祉サービスや障害児支援サービス等の数値目標や確保の方策等を示します。



2. 計画期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

なお、障害福祉サービス等の実施計画となる「障害福祉計画(障害児福祉計画)」の期間は、3年間となります。

年度 計画	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
障害者計 画	第3次計画						第4次計画					
障害福祉計 画	第5期計画		第6期計画		第7期計画		第8期計画					
障害児福祉計 画	第1期計画		第2期計画		第3期計画		第4期計画					

1-3 計画の策定体制

1. 島本町障害者施策推進協議会での審議

学識経験者、関係機関・事業所の職員、障害者、家族等で構成される「島本町障害者施策推進協議会」において、計画内容について検討しました。

2. 島本町障害者地域自立支援協議会からの意見聴取

町内事業所等で構成される自立支援協議会からの意見聴取を行いました。

3. アンケート調査の実施

障害者の実態やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

調 査 名	「障害者計画」及び「障害福祉計画」策定のためのアンケート調査
対 象 者	障害者手帳を所持している方、障害者手帳は所持していないが障害福祉サービス・障害児支援サービスを利用している方（1,694人）
調 査 期 間	令和5（2023）年8月23日～9月13日
調 査 方 法	郵送により配布・回収（無記名方式）
回 答 数 ・ 回 収 率	18歳未満：129/247人（52.2%） 18歳以上：771/1,447人（53.3%）

4. 団体・事業所ヒアリングの実施

町内の障害者団体、障害福祉サービス等事業所に対し、今後の展開や課題、町の障害者施策への意見などを伺うヒアリング（アンケート）を実施しました。

5. パブリックコメントの実施

計画案を公表し、広く住民のみなさんのご意見を聞くパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

募 集 期 間	令和6（2024）年1月10日～2月8日
資 料 の 閲 覧 方 法	役場等に資料を設置、町ホームページに掲載
募 集 方 法	持参、郵送、ファックス、町ホームページから受付
意 見 提 出 件 数	4人 8件

1-4 計画の推進体制

1. 島本町障害者施策推進協議会

学識経験者、関係機関・事業所の職員、障害者、家族等で構成される協議会で、進捗状況の確認・検討等を行います。

2. 島本町障害者地域自立支援協議会

町内事業所等で構成される自立支援協議会で、支援やサービス確保等の検討を行います。

3. 庁内の関係部局の連携

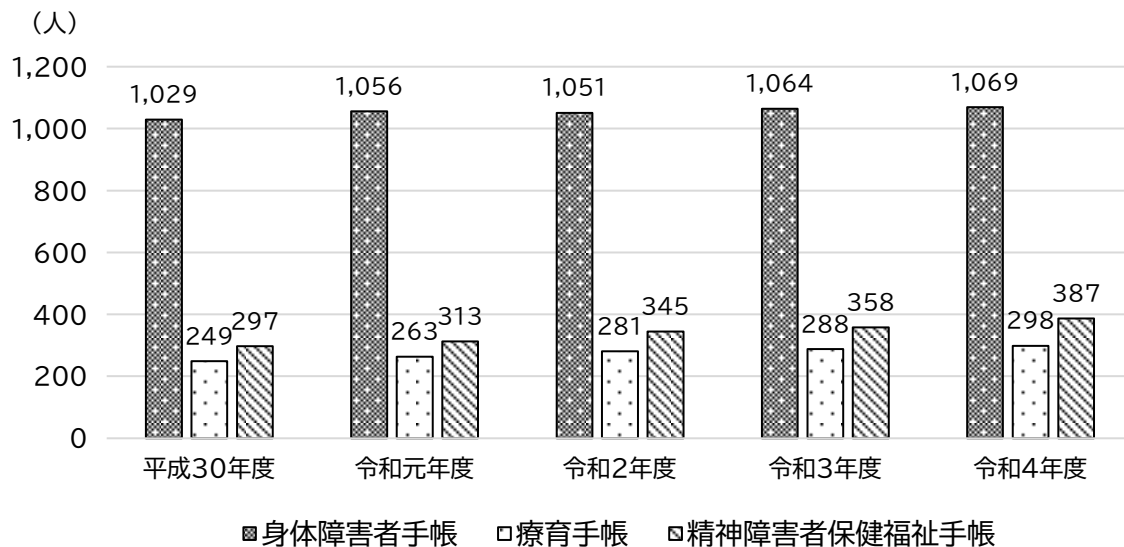
福祉・保健・子育て・教育等の関係部局と連携し、毎年度の進捗管理と評価・検討を行い、総合的かつ計画的に施策を推進します

第2章 障害者の現状

2-1 障害者手帳所持者数の推移

平成30(2018)年度から令和4(2022)年度における障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳の所持者数は5年間で約1.3倍に増加しており、療育手帳の所持者数も約1.2倍に増加しています。

令和4(2022)年度における町全体の人口に占める割合では、身体障害者手帳が3.4%程度、療育手帳が0.9%程度、精神障害者保健福祉手帳が1.2%程度となっており、いずれも人口比率は増加傾向にあります。

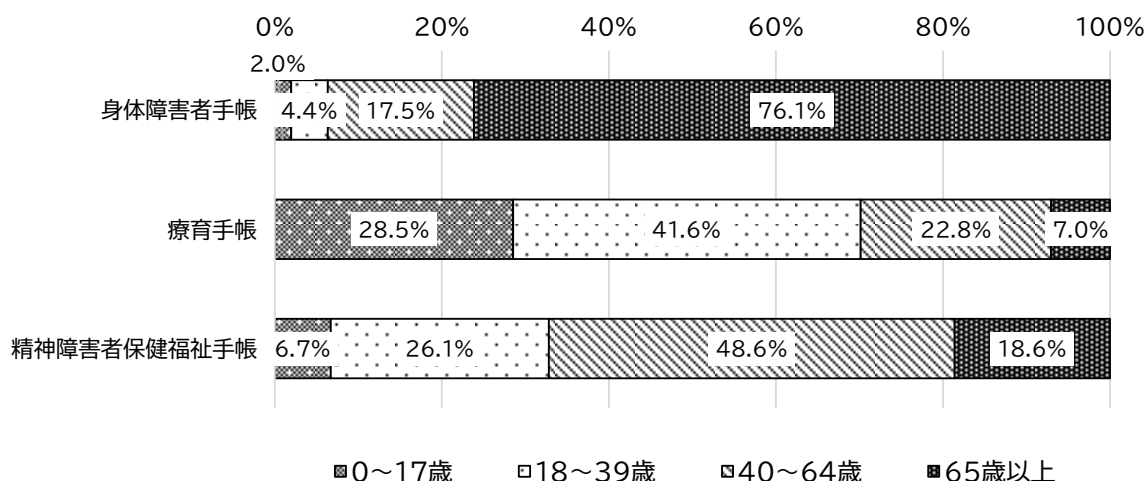


単位：人、％／各年度末時点

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町全体の人口		31,167	31,774	31,937	31,821	31,603
身体障害者手帳	人数	1,029	1,056	1,051	1,064	1,069
	人口比	3.30%	3.32%	3.29%	3.34%	3.38%
療育手帳	人数	249	263	281	288	298
	人口比	0.80%	0.82%	0.87%	0.90%	0.94%
精神障害者保健福祉手帳	人数	297	313	345	358	387
	人口比	0.95%	0.98%	1.08%	1.12%	1.22%
三障害の合計(延べ人数)	人数	1,575	1,632	1,677	1,710	1,754
	人口比	5.05%	5.13%	5.25%	5.37%	5.55%

2-2 障害者手帳所持者の年齢別人数

年齢別の状況をみると、「身体障害者手帳」では65歳以上の割合が7割以上と最も多く、次に40～64歳が約2割となっています。一方、「療育手帳」では18～39歳が4割以上と最も多く、次に18歳未満の児童が約3割となっています。「精神障害者保健福祉手帳」では、40～64歳が約5割と最も多く、次に18～39歳が3割弱となっています。



2-3 身体障害者手帳の障害別・等級別人数

身体障害者手帳の障害別・等級別の状況をみると、障害別では、肢体不自由が全体の半数以上と最も多く、次に内部障害が約3割となっています。等級別では、1～2級の重度者は全体の約4割となっており、3～4級も同じく約4割となっています。

単位：人、％／令和5年3月末時点

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	割合
肢体不自由	99	84	91	143	71	89	577	53.9
視覚障害	20	20	1	5	7	4	57	5.3
聴覚・平衡機能障害	5	22	11	18	1	23	80	7.4
音声・言語機能障害	0	1	14	4	-	-	19	1.7
内部障害	197	4	47	88	-	-	336	31.4
合計	321	131	164	258	79	116	1,069	100.0
割合	30.0	12.2	15.3	24.1	7.3	10.8	100.0	

2-4 療育手帳の障害程度別人数

療育手帳の障害程度別の状況をみると、A（重度）、B2（軽度）が多く、ともに約4割となっています。

単位：人、％／令和5年3月末時点

手帳所持者数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
人数	122	59	117	298
割合	40.9	19.7	39.2	100.0

2-5 精神障害者保健福祉手帳の等級別人数

精神障害者保健福祉手帳の等級別の状況をみると、2級が約5割と最も多く、次に3級が約4割5分となっています。

単位：人、％／令和5年3月末時点

手帳所持者数	1級	2級	3級	合計
人数	26	186	175	387
割合	6.7	48.0	45.2	100.0

2-6 障害支援区分の認定者数

障害支援区分の認定者の状況をみると、障害別では、知的障害が6割弱と最も多くなっています。また、区分別では、より支援が必要とされる区分5～6の認定者は全体の約4割となっています。

単位：人、％／令和5年3月末時点

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計	割合
身体障害	0	1	5	1	0	16	23	12.1
知的障害	3	15	13	22	22	33	108	57.1
精神障害	1	31	15	8	2	1	58	30.6
難病	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	4	47	33	31	24	50	189	100.0
割合	2.1	24.8	17.4	16.4	12.6	26.4	100.0	

第3章 障害者計画の基本方針

3-1 基本理念

ともに 生きるために

「障害者基本法」の目的にある「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という理念を踏まえ、障害者が自立し、尊厳と生きがいをもち、地域の一員として安心して暮らすことができるまちをめざして、「第1次島本町障害者計画」から続く基本理念である「ともに 生きるために」を継承します。

3-2 基本目標

1 思いやりと支え合いの地域共生社会をつくる

障害者への理解を深め、差別解消や権利擁護、虐待防止を図る取組とともに、地域で互いに支え合い、助け合う環境づくりを進めることで、共生の地域社会の実現をめざします。

2 生活の基礎となる健康の保持・増進を支援する

住民主体の健康づくりを促進するとともに、保健・医療サービスの充実を図り、生活の基礎となる健康の保持・増進を支援します。

3 子どもたちの育ちと学びを支援する

乳幼児期から就学期までの障害のある児童に対し、療育・保育・教育の充実を図り、子どもたちがすこやかに成長するための切れ目のない支援を行う体制づくりを進めます。

4 必要なサービスを確保し、地域での暮らしを支援する

相談支援、住まいや活動の場の確保、福祉サービスの充実等により、障害者の地域生活を支援します。

5 就労と社会参加を支援する

障害者が社会の一員として働き、さまざまな活動に参加し、生きがいをもって生活できる環境づくりを進めます。

6 安全・安心で、すべての人にやさしいまちをつくる

情報提供や意思疎通支援、バリアフリー化等の生活環境の整備、防災・防犯対策等の充実を図り、地域で安全に安心して生活できる環境づくりを進めます。

3-3 施策体系

基本目標	施策区分	基本施策
【基本目標1】 思いやりと支え合いの地域共生社会をつくる	1 障害者への理解	(1) 啓発・交流の充実 (2) 福祉教育の推進
	2 権利擁護	(1) 差別解消・権利擁護の推進
	3 地域福祉	(1) 地域福祉のネットワークづくり (2) 福祉ボランティア活動の推進
【基本目標2】 生活の基礎となる健康の保持・増進を支援する	1 保健	(1) 保健サービスの充実 (2) 健康づくり・リハビリテーションの支援
	2 医療	(1) 医療提供体制の充実 (2) 医療費の助成 (3) 医療的ケアへの支援
	3 心の健康	(1) 心の健康づくりと地域包括ケアの推進
【基本目標3】 子どもたちの育ちと学びを支援する	1 療育・保育・幼児教育	(1) 療育支援体制の充実 (2) 保育・幼児教育の充実
	2 学校教育	(1) 学校教育の充実 (2) 放課後・休日活動への支援
【基本目標4】 必要なサービスを確保し、地域での暮らしを支援する	1 相談支援	(1) 相談支援体制の整備
	2 生活支援	(1) 支援・サービス向上のための取組 (2) 地域生活を支援する福祉サービスの充実 (3) 住まいの場の確保 (4) 経済的な支援
【基本目標5】 就労と社会参加を支援する	1 雇用・就労	(1) 雇用促進・就労支援の充実 (2) 福祉的就労の場の確保
	2 生きがい・社会参加	(1) スポーツ・文化活動の促進 (2) 生涯学習の推進 (3) 当事者活動への支援 (4) 行政への参画
【基本目標6】 安全・安心で、すべての人にやさしいまちをつくる	1 情報・意思疎通支援	(1) 情報提供の充実 (2) 意思疎通支援の充実
	2 生活環境の整備	(1) 福祉のまちづくり (2) 外出・移動の支援 (3) 交通安全対策の推進
	3 安全の確保	(1) 災害時・緊急時の支援体制の充実 (2) 防犯・消費者保護対策の推進

第4章 施策の展開

本計画の基本理念・基本目標を実現するため、施策体系に従い、取組を進めます。

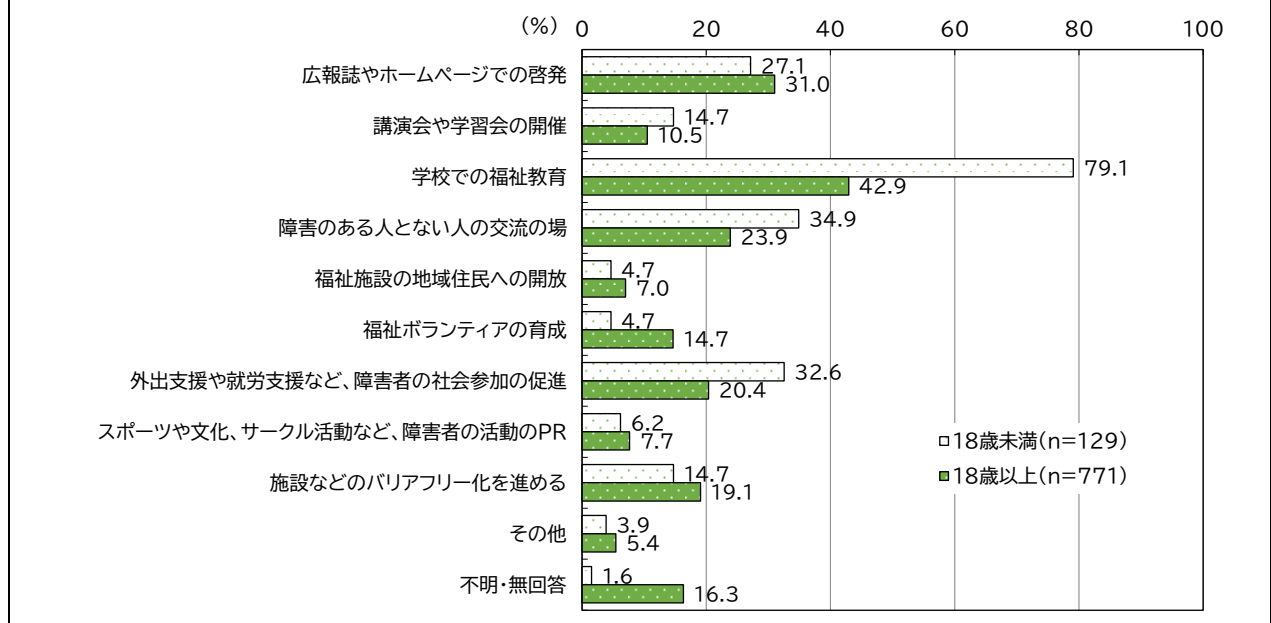
基本目標1 思いやりと支え合いの地域共生社会をつくる

1. 障害者への理解

障害のある人もない人も、誰もが思いやり、認め合い、支え合って、ともに生きる地域社会を実現するため、障害や障害者への理解を深めるための啓発や交流をはじめ、学校での福祉教育の推進など福祉に関する意識を高める教育・研修等、心のバリアフリーの取組を進めます。

■令和5(2023)年度アンケート結果より

○障害や障害者に対する理解を深め、差別や偏見をなくすために必要なこと



(1) 啓発・交流の充実

【現状と課題】

- ◆ 障害者週間を中心に、障害者に関する理解を深めるための啓発・交流事業を実施しています。また、心の健康や障害者差別解消法に関する講演会・研修会を開催しています。
- ◆ 関係団体ヒアリングにおいて、コロナ禍における活動低下を課題とする声が挙がっています。
- ◆ 今後は、令和2(2020)年度からのコロナ禍において中止・縮小していた啓発活動やイベント、研修等について、活性化や見直しを図り、さまざまなイベント・事業を活用して啓発・交流の充実を図っていく必要があります。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①広報等による啓発活動の推進	● 障害や障害者に関する住民の正しい理解と認識を深めるため、広報誌・町ホームページ・SNS・冊子等の各種広報媒体を活用した啓発活動を展開します。 ● 講演会や研修会、イベント等により、障害や障害者の理解を深め、地域における心のバリアフリーの推進を図るための啓発を行います。 ● 援助や配慮を必要としている方が、周囲の方にそれを知らせることができるヘルプマークの配布・啓発を行い、障害についての理解促進を図ります。	福祉推進課
②障害者週間啓発事業の実施	● 毎年12月の「障害者週間」に、関係団体・機関の参加のもと、街頭啓発やイベント等の啓発を行います。	福祉推進課
③交流機会の充実	● イベントの開催や障害者施設の開放等により、障害のある人とない人の交流の場や機会の充実を図ります。	福祉推進課

(2) 福祉教育の推進

【現状と課題】

- ◆ 保育所（園）、幼稚園、小・中学校において、障害者・高齢者との交流や福祉体験活動等、福祉に関する教育・啓発を行うとともに、町職員・教職員等に対する研修を実施しています。
- ◆ 平成28(2016)年度からの「障害者差別解消法」の施行に伴い、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等に関する町職員の「対応要領」に基づき、職員への研修を実施しています。
- ◆ 今後も、福祉教育や職員研修の充実に努め、福祉意識の醸成、職員の資質向上を図ることが重要です。

【施策の展開】

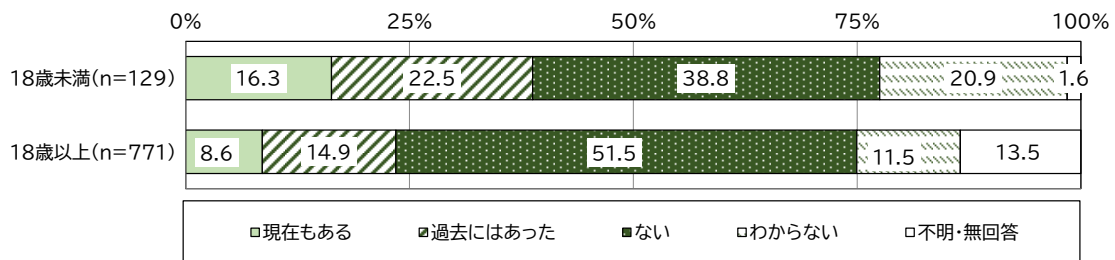
個別施策	取組内容	所管課
①学校等での福祉教育の推進	● 小・中学校において、講演や体験学習の機会を設けるなど、障害や障害者への理解や認識を深めるとともに、福祉意識を醸成し、心のバリアフリーを推進するための教育・啓発活動に取り組みます。 ● 保育所（園）、幼稚園において、障害児を含めた全ての児童が互いに尊重し、支え合いながら集団で生活・活動することで、乳幼児期から豊かな心の醸成を図ります。	子育て支援課 教育推進課
②町職員に対する研修の実施	● 町職員に対し、人権を尊重し、障害や障害者に関する正しい知識や、窓口やサービスにおける合理的配慮の提供等の適切な対応を身につけるための研修を行います。 ● 大阪府等が実施する障害者福祉に関する各種研修を受講し、福祉担当職員の資質の向上を図ります。	人権文化センター 福祉推進課
③教職員に対する研修の実施	● すべての教職員が障害児の教育に関する理解を深められるよう努めます。 ● 障害児の指導に関わる教職員の資質の向上を図ります。	教育推進課

2. 権利擁護

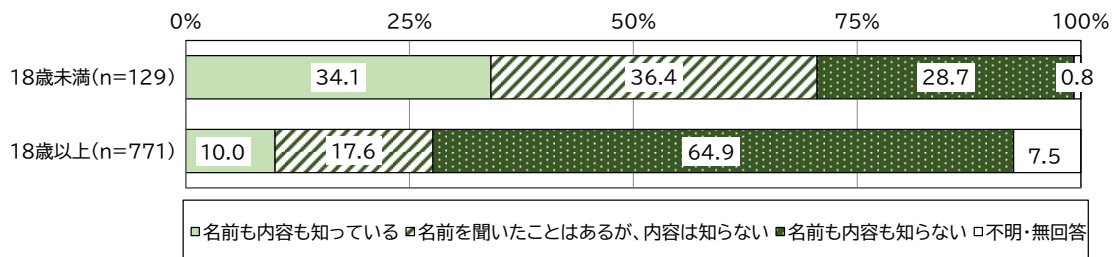
障害者が地域で安心して、尊厳をもって生活していくためには、差別や権利侵害・財産侵害、虐待等を防止し、障害特性に応じた合理的配慮の提供に努めながら、日常生活や福祉サービス利用等を支援するとともに、障害者の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮することが重要です。

■令和5(2023)年度アンケート結果より

○障害があることで差別をされたり、嫌な思いをしたりした経験



○合理的配慮の認知度



(1) 差別解消・権利擁護の推進

【現状と課題】

- ◆ 国においては、「障害者差別解消法」、「障害者虐待防止法」、「成年後見制度利用促進法」の施行等、障害者の権利擁護のための取組を強化しています。本町においても、各法に基づき、関係機関との連携を強化し、さらなる体制の整備や、合理的配慮の認知度を高めるなどの周知・啓発を行う必要があります。
- ◆ 令和4(2022)年度から、障害福祉サービス等事業所における障害者虐待防止研修の実施や、虐待防止委員会の設置が義務付けられています。
- ◆ 当事者だけでなく周囲からの通報を含めた地域における虐待通告件数が増加傾向にあります。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①障害者差別解消への取組の推進	● 障害を理由とした差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、地域住民や企業・団体等への周知・啓発に努めます。 ● 関係機関と連携し、障害を理由とする差別に関する情報の収集や共有、相談への適切な対応、課題解決に向けた検討や調整を行うなど、差別を解消するための体制整備や取組を進めます。	福祉推進課

個別施策	取組内容	所管課
②日常生活自立支援事業の活用	● 社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」（みまもーる）により、知的障害者・精神障害者・認知症高齢者等のうち判断能力が十分でない人が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、金銭管理の支援、福祉サービスの利用援助等を行い、障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援に努めます。	福祉推進課
③成年後見制度の利用支援	● 申立ての支援や後見人等の報酬助成により、知的障害者・精神障害者・認知症高齢者等のうち判断能力が十分でない人の成年後見制度利用を支援します。 ● 成年後見制度の啓発を行うとともに、「法人後見」や「市民後見人」の活用等、成年後見制度を利用しやすくするための体制整備について検討します。	福祉推進課 高齢介護課
④障害者虐待防止対策の推進	● 虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と密接に連携できるネットワークの形成を進めつつ、相談・通報への対応、調査・指導等を適切に行います。 ● 障害福祉サービス等事業所における虐待防止委員会の取組や虐待防止マニュアルの作成を促進し、あらゆる虐待について福祉サービス従事者への周知徹底を図り、虐待の防止に取り組めます。	福祉推進課

3. 地域福祉

互いに支え合い、助け合う地域社会をつくるため、地域に関わるさまざまな機関・団体のネットワークづくりや、ボランティア活動・交流活動の推進、重層的支援体制の整備等、地域福祉の推進に取り組めます。

（1）地域福祉のネットワークづくり

【現状と課題】

- ◆ 社会福祉協議会を中心とした小地域ネットワーク活動、民生委員・児童委員による地域での相談・見守り等を行っています。
- ◆ 社会福祉法の改正により、障害者、高齢者、子ども、ひとり親家庭、生活困窮、ひきこもりなど、地域のさまざまな支援ニーズに対応する、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の整備が求められています。
- ◆ 今後、地域福祉計画との整合性に留意しつつ、重層的支援体制の構築など相談支援体制の強化について検討を進める必要があります。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①小地域ネットワーク活動の推進	● 小学校区単位で、社会福祉協議会（地区福祉委員会）が主体となり、地域住民の参加と協力による小地域ネットワークを整備し、障害者や高齢者等に対する援助活動を推進します。	福 祉 推 進 課
②民生委員・児童委員との連携	● 地域の障害者に対する相談・助言、見守り、関係機関へのつなぎ等を行う民生委員児童委員協議会の活動を支援し、情報共有を密に行うとともに、障害者や家族と民生委員・児童委員の交流など、民生委員・児童委員と連携した取組を進めます。	福 祉 推 進 課
③コミュニティソーシャルワーカーの配置	● コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域の障害者・高齢者・ひとり親家庭等への支援を行います。	福 祉 推 進 課
④重層的支援体制の構築	● 各分野の関係機関と連携し、障害者・高齢者・子ども・ひとり親家庭・生活困窮・ひきこもりなど、地域の多様な支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の構築に向けた検討を進めます。	福 祉 推 進 課

（２）福祉ボランティア活動の推進

【現状と課題】

- ◆ 社会福祉協議会ボランティアセンターを中心として、さまざまな福祉ボランティア活動が展開されています。今後も、障害者のニーズを踏まえた支援内容の充実や人材育成に取り組む必要があります。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①福祉ボランティア活動の推進	● 社会福祉協議会ボランティアセンターの運営を支援し、点訳・手話・朗読・要約筆記・介助・傾聴など、さまざまな福祉ボランティア活動を推進します。	福 祉 推 進 課
②福祉ボランティアの養成	● 社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、各種福祉ボランティアの養成やスキルアップのための研修活動を支援します。	福 祉 推 進 課

基本目標2

生活の基礎となる健康の保持・増進を支援する

1. 保健

健康の保持・増進を図り、地域で安心していきいきと生活できるよう、保健サービスの充実とともに、住民主体の健康づくり活動を促進します。

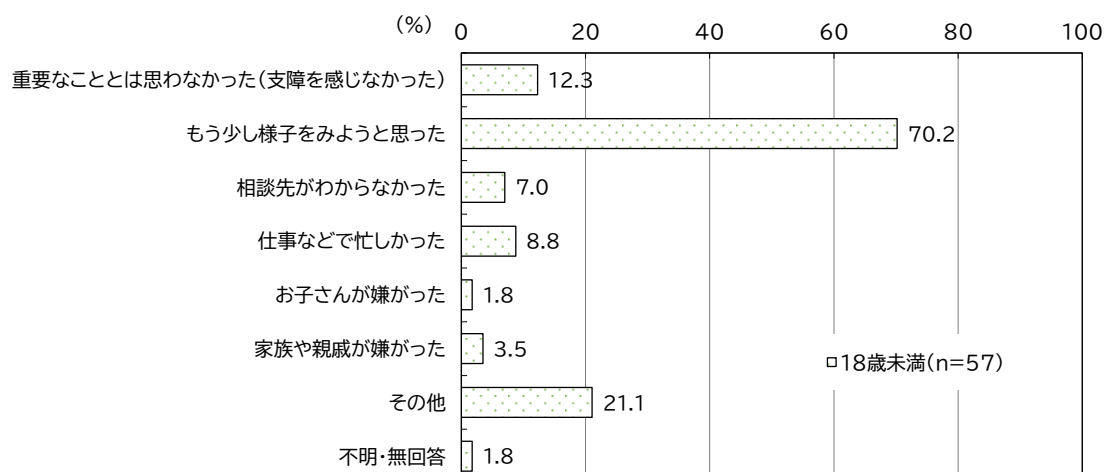
(1) 保健サービスの充実

【現状と課題】

- ◆ 各種健診、保健指導、健康相談、健康教育等により、健康の保持・増進を支援しています。
- ◆ 乳幼児については、障害の早期発見、早期治療・療育につなげるための体制整備とともに、保護者に対する相談・支援の取組が重要です。
- ◆ 成人については、生活習慣病を予防する取組が重要となります。

■令和5(2023)年度アンケート結果より

○発達の特徴に気づいたとき、すぐに相談できなかった理由（※18歳未満のみ）



【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①妊娠・出産期における保健サービスの充実	● 妊娠・出産期における不安や経済的負担に対応するため、出産・子育て応援給付金の給付、妊産婦健診の公費負担等を行います。 ● 両親教室（パパママクラス）、妊婦に対する健康相談・保健指導、産前・産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業等を行います。	すこやか推進課
②乳幼児期における保健サービスの充実	● 乳幼児健診、経過観察健診の充実を図り、障害や疾病を早期に発見し、保護者をフォローしながら適切な治療・療育に結びつける体制の充実を図ります。 ● 育児相談、こんにちは赤ちゃん訪問等、乳幼児及び保護者に対する相談・支援の充実を図ります。	すこやか推進課

個別施策	取組内容	所管課
③成人期における保健サービスの充実	● 生活習慣病等を予防するため、特定健診・特定保健指導や各種がん検診等、健診・保健指導の充実を図ります。 ● 成人に対する健康教育・健康相談の充実を図ります。 ● 情報提供や意思疎通、介助への配慮・支援等、障害者が健診や相談を受けやすい体制づくりに努めます。 ● 各種予防接種や感染症対策に関する啓発・情報提供を行います。	すこやか推進課 保険年金課

(2) 健康づくり・リハビリテーションの支援

【現状と課題】

- ◆ 介護予防や健康の保持・増進を目的として、「いきいき百歳体操」・「かみかみ百歳体操」の普及・啓発に取り組んでいます。また、ふれあいセンターでは「水中歩行訓練」を行っています。
- ◆ 今後も、住民主体の健康づくり活動を推進することが重要です。

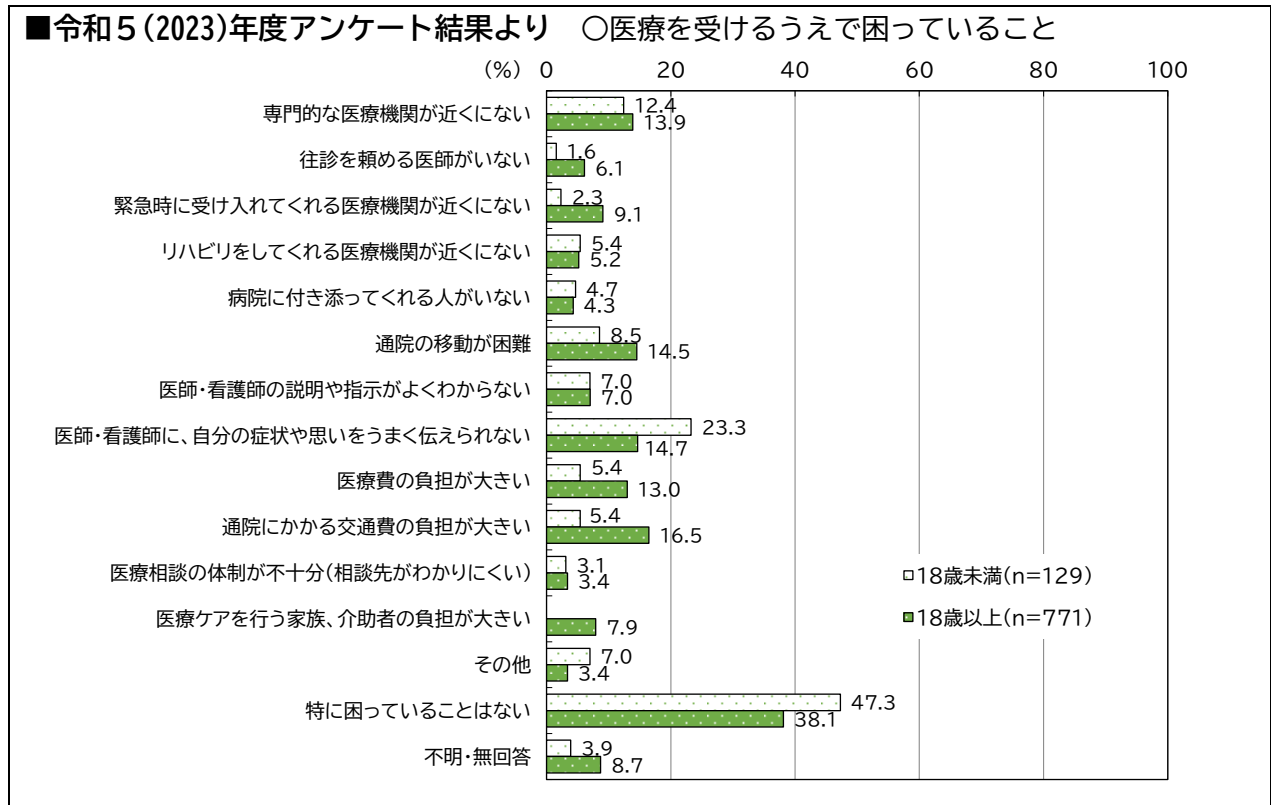
【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①健康づくり活動の促進	● 「いきいき百歳体操」・「かみかみ百歳体操」等、住民主体の健康づくり活動の普及・啓発を行います。 ● 障害者・高齢者を対象とした「水中歩行訓練事業」を行います。	高齢介護課
②在宅障害者に対する健康管理の支援	● 歯科相談・歯科健診等の口腔ケアや保健師による訪問指導等、在宅障害者に対する健康管理の支援を行います。	すこやか推進課 福祉推進課
③地域リハビリテーションの推進	● 介護保険サービスの通所・訪問リハや介護予防・日常生活支援総合事業を活用し、障害者や高齢者が身近な地域でそれぞれのニーズに応じた介護予防事業やリハビリテーションを受けることができるよう、体制の整備に努めます。	高齢介護課 福祉推進課



2. 医療

地域で必要な医療を受けるための環境整備とともに、医療費の助成、医療的ケアを必要とする人への支援等に取り組みます。



(1) 医療提供体制の充実

【現状と課題】

- ◆ 医師会等と連携し、地域の医療体制の充実に取り組むとともに、外出助助やタクシー代の助成により通院への支援を行っています。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①地域医療体制の充実	● 医師会・歯科医師会等と連携し、障害者が必要な医療を地域で受診しやすい体制づくりを進めます。 ● かかりつけ医についての啓発に努め、医療機関マップの活用により情報提供を行います。 ● 往診・訪問診療、訪問看護等の在宅医療を受けやすい体制づくりを進めます。 ● 救急医療体制の整備・充実を図ります。	すこやか推進課
②障害者歯科診療の充実	● 一般の歯科診療所では治療が難しい障害者(児)の歯科診療を確保するため、近隣地域で歯科保健医療サービスが受けられるよう、高槻市立総合保健福祉センター内の口腔保健センターの周知を図り、利用を促進します。	すこやか推進課

個別施策	取組内容	所管課
③通院への支援	● 居宅介護（ホームヘルプサービス）の通院等介助により、通院時の外出介助を行います。 ● 重度障害者を対象に移送サービス（タクシー代助成）を実施し、通院等にかかる交通費の軽減を図ります。	福祉推進課

（２）医療費の助成

【現状と課題】

- ◆ 「障害者総合支援法」に基づく自立支援医療として、「更生医療」及び「育成医療」の支給事務、「精神通院医療」の受付・進達事務を行っています。その他、重度障害者等を対象とした「障害者医療費助成制度」を行うほか、大阪府が実施する「特定医療費（指定難病）助成制度」等の情報提供を行っています。
- ◆ 難病者に対する国の医療費助成については、平成27(2015)年に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づき、「特定医療費（指定難病）助成制度」が開始され、難病治療に対する医療費助成の対象疾病は、順次追加されて、令和3(2021)年11月時点では338疾病に拡大しています。

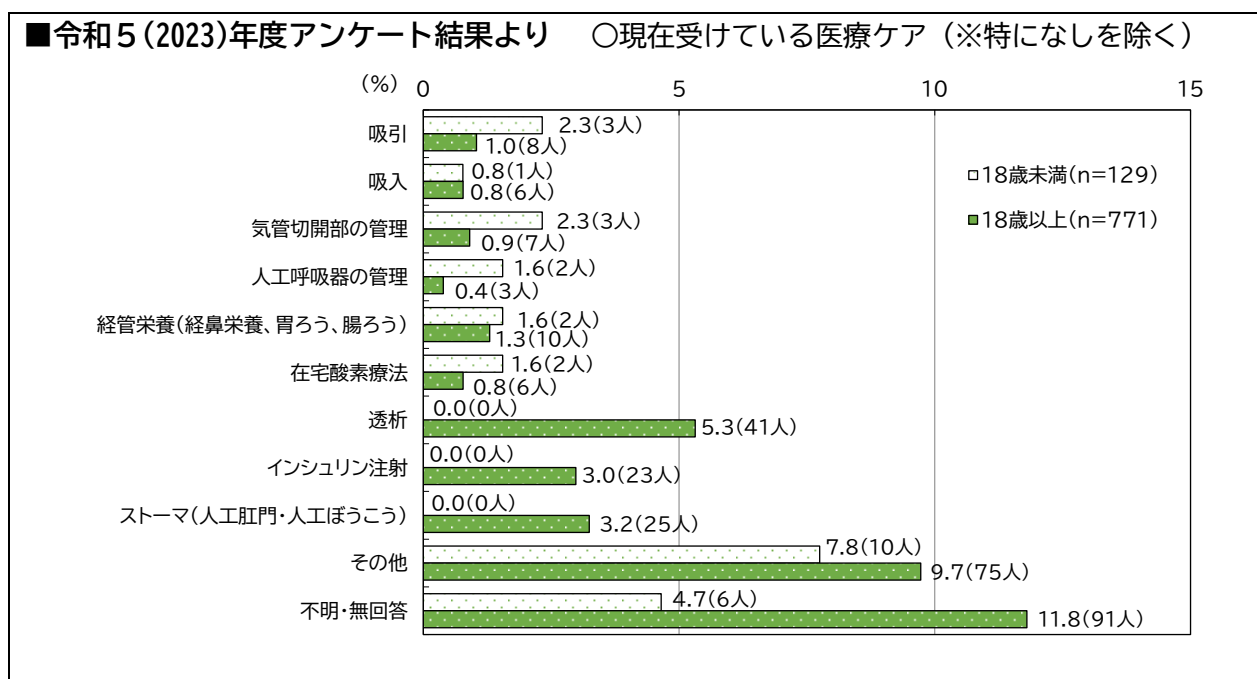
【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①自立支援医療の実施	● 「障害者総合支援法」に基づく自立支援医療として、身体障害者を対象とした「更生医療」、身体障害児を対象とした「育成医療」、精神障害者を対象とした「精神通院」の支給及び進達事務を行います。	福祉推進課
②障害者・難病者に対する医療費助成制度の実施と啓発	● 福祉医療費助成制度により、重度障害者等に対する医療費助成を行います。 ● 保健所と連携し、大阪府が実施する「特定医療費（指定難病）助成制度」、「小児慢性特定疾病医療費助成制度」の周知・啓発を行います。	福祉推進課

（３）医療的ケアへの支援

【現状と課題】

- ◆ 令和3(2021)年に施行された「医療的ケア児支援法」では、国・地方公共団体・保育所（園）や学校の設置者の責務を定め、医療的ケア児の生活を社会全体で支援することとしています。
- ◆ 日常生活用具給付事業として、たん吸引器・パルスオキシメーター・ストーマ装具・人工呼吸器用バッテリー等、医療的ケアを行うための機器・消耗品の給付を行っています。
- ◆ 町内の保育・教育施設（保育所（園）・幼稚園・学校）では、必要に応じて看護師等を配置し、医療的ケアが必要な児童の受け入れを行っています。
- ◆ 医療的ケアに対応できる福祉サービス事業所を確保するため、町独自制度として、医療的ケア対応に係る特別加算制度（日中一時支援事業）、事業所職員を対象とした喀痰吸引等研修費補助制度を実施しています。喀痰吸引等研修費補助の申請実績は近年なく、医療ケアに対応できる従事者・事業所の確保が課題となっています。
- ◆ 「障害福祉計画（障害児福祉計画）」では、医療的ケアが必要な児童を支援するための関係機関による「協議の場」の設置や、支援調整を行う「コーディネーター」の配置が目標として設定されています。協議の場は令和5(2023)年度に設置しており、今後、コーディネーターの運用について、関係機関と協議・検討を進めていく必要があります。



【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①医療的ケアが必要な児童への支援体制の整備	● 関係機関による協議の場や支援を調整するコーディネーターを活用し、医療的ケアが必要な児童のサービス利用や学校生活・地域生活を支援するための調整や検討を行います。	福祉推進課
②在宅での医療的ケアに対する支援	● 医療的ケアを行うための機器や消耗品の給付等、自宅で医療的ケアを行う障害者への支援を行います。	福祉推進課
③福祉サービス利用に対する支援	● 関係事業所への働きかけや、補助・加算制度の活用により、医療的ケアを必要とする障害者(児)に対応できる福祉サービス事業所の確保に努めます。	福祉推進課
④学校等での医療的ケアに対する支援	● 医療的ケアを必要とする児童の学校・保育施設等の利用を支援するため、必要な設備や人員の確保等、受け入れ体制の充実に努めます。	子育て支援課 教育総務課

3. 心の健康

心の病、心の健康、精神保健福祉に関する啓発や相談、社会参加のための取組を進めます。

(1) 心の健康づくりと地域包括ケアの推進

【現状と課題】

- ◆ 心の健康や精神保健福祉に関する啓発を行うとともに、保健所や相談支援事業所等と連携し、当事者や家族に対する相談支援を行っています。また、町グループワークの開催や福祉サービスの提供により、社会参加を支援しています。
- ◆ 令和3(2021)年度から、大阪府、茨木保健所、医療機関、事業所等の参画のもと、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの「協議の場」を開催し、医療・福祉・住まい・就労・地域の助け合い等が包括的に確保された地域づくりに向けた協議を重ねています。
- ◆ 地域福祉計画と一体的に策定している「自殺対策計画」に基づき、地域の関係機関が連携して、啓発や心の健康づくり等の取組をさらに進めていくことが求められています。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①心の健康に関する啓発の充実	● 保健所等の関係機関と連携し、講座や広報等により、心の健康や心の病、精神保健福祉に関する啓発を行います。	福祉推進課
②自殺予防対策の推進	● 自殺対策計画に基づき、関係機関との連携のもと、うつ病等の心の病や心の健康に関する啓発、広報誌・SNS等を通じた悩みを抱える人の専門相談窓口の周知等を行い、自殺予防対策を推進します。 ● いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的なかつ実践的な方法を学ぶとともに、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。	福祉推進課 教育推進課
③精神障害者への相談・支援体制の充実	● 保健所や相談支援事業所等と連携し、心の健康や精神保健福祉に関する相談体制の充実に努めます。 ● 精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしを送れるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催し、包括的な相談体制の充実や連携強化に努めます。	福祉推進課
④精神障害者の社会参加の促進	● 精神障害者の集いの場として町グループワークを開催し、レクリエーションや交流等を行います。 ● 障害のある当事者や家族による自主的な活動を支援します。	福祉推進課

基本目標3 子どもたちの育ちと学びを支援する

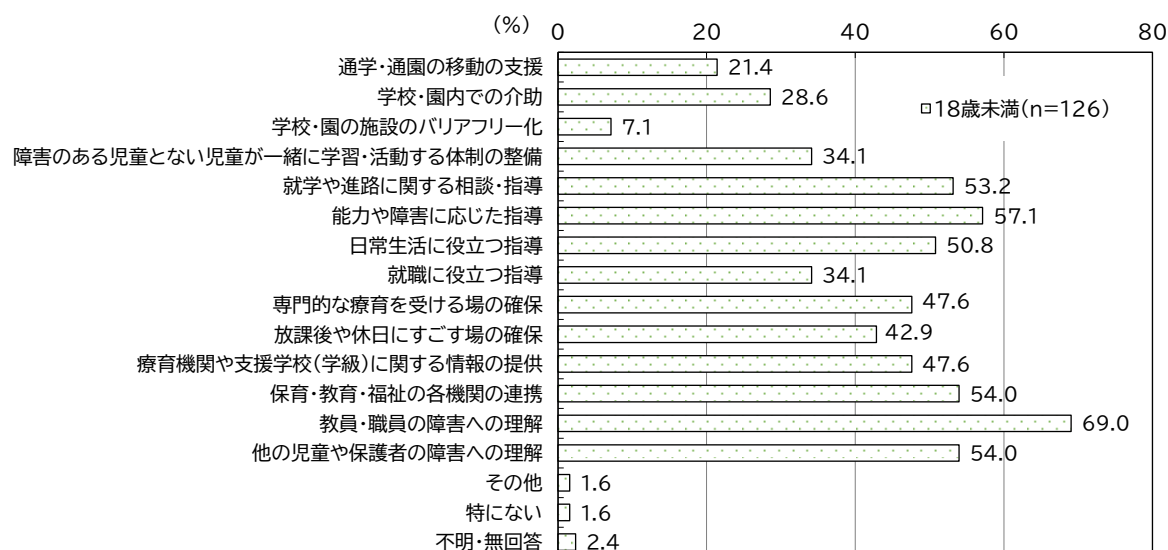
1. 療育・保育・幼児教育

支援を必要とする子どもが、身近な地域で、専門的な療育や特性に配慮した保育等を受けられるよう、福祉・子育て・保健・教育等の各分野が連携して、切れ目のない支援体制の整備に取り組めます。

■令和5(2023)年度アンケート結果より

○障害のある子どもへの保育・教育・療育で充実してほしいこと

(※18歳未満のみ 通学・通園者が回答)



(1) 子育て・療育支援体制の充実

【現状と課題】

- ◆ 町内の児童発達支援事業所は増加しており、利用者も増えていますが、「障害福祉計画（障害児福祉計画）」で目標とする「児童発達支援センターの設置」は達成できていません。今後、町内事業所の連携による面的整備も視野に、検討を進める必要があります。
- ◆ 妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない相談の窓口で、保護者等からの相談を受け、継続的に支援を行っています。専門的な療育事業については、発達に課題を抱えた乳幼児を対象に、小集団による療育（ポニーの教室・幼児教室）や発達に関する相談事業（にこにこ健診・きらきら相談・ことばの相談）を実施しています。
- ◆ 今後も、関係部局・機関の連携により、専門的な療育の場を確保し、子どもの成長に合わせた総合的な相談・支援体制を構築していく必要があります。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①障害児通所支援サービスの充実	● 関係事業所と連携し、児童発達支援・保育所等訪問支援のサービス提供体制の充実に努めるとともに、「児童発達支援センター」の確保に向けた取組を進めます。	福祉推進課

個別施策	取組内容	所管課
②児童と保護者に対する相談・支援体制の充実	● 関係部局・関係機関の連携のもと、療育やサービス利用、学校生活・地域生活を切れ目なくサポートするための相談支援体制の充実を図ります。 ● 保護者への相談や情報提供の充実を図るとともに、保護者同士の交流や情報交換の場・機会の提供を行うなど、保護者への支援に努めます。	福祉推進課 すこやか推進課 子育て支援課 教育推進課
③乳幼児に対する療育支援事業の実施	● 発達に課題のある乳幼児と保護者を対象に、小集団による療育(ポニーの教室・幼児教室)や発達に関する相談事業(にこにこ健診・さらさら相談・ことばの相談)を行います。	すこやか推進課
④療育支援に関する連携の強化	● 福祉・子育て・保健・教育等の各分野が関わる療育支援について、庁内関係部局や関係機関との連携を強化し、情報の交換や療育支援の充実に向けた検討・調整等を行います。	福祉推進課 すこやか推進課 子育て支援課 教育推進課

(2) 保育・幼児教育の充実

【現状と課題】

- ◆ 保育所（園）では、発達上の理由から支援が必要な児童について、発達相談員など専門職員によるスーパーバイズを受けながら、加配や必要な支援等を行う「支援保育」を実施しています。
- ◆ 幼稚園においても、平成29(2017)年度から、保護者の申し込みにより加配等を行う「キッズサポート」制度を実施しています。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①保育所（園）での支援保育の充実	● 保育所（園）において、支援を必要とする児童が適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、職員の資質向上、保育内容の充実等に取り組めます。	子育て支援課
②幼稚園での支援教育の充実	● 幼稚園において、保育所（園）や小学校との連携を図りながら、支援を必要とする児童の受け入れ体制の整備、職員の資質向上、教育内容の充実等に取り組めます。	子育て支援課



2. 学校教育

支援を必要とする子どもが、その能力や可能性を伸ばし、すこやかに成長していくため、教員・職員の障害への理解啓発を進めるとともに、地域社会への参加やインクルージョン³を推進し、個々の特性やニーズに配慮したきめ細やかな教育や社会参加支援を行います。

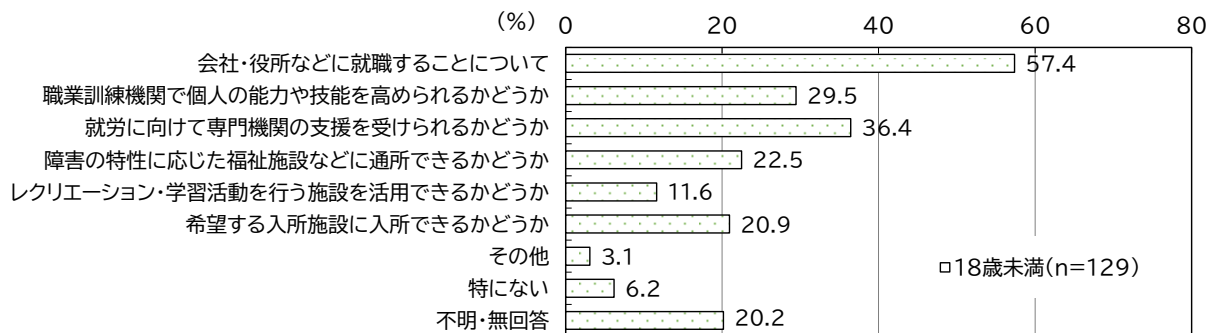
(1) 学校教育の充実

【現状と課題】

- ◆ 小・中学校と教育センターが連携し、就学や進路の指導、支援教育の充実のための取組を進めています。また、教育相談・発達相談等の相談支援を行っています。
- ◆ 今後も、個別の教育支援計画や指導計画を踏まえた指導の充実や相談支援体制の充実に取り組む必要があります。

■令和5(2023)年度アンケート結果より

○学校教育終了後の不安（※18歳未満のみ）



【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①就学指導の充実	一人ひとりの実態に即した就学を進めるため、児童・保護者のニーズの把握に努め、適切な就学相談・指導を行います。	教育推進課
②教育相談機能の充実	- 教育センターにおいて、保護者や児童生徒に対する「教育相談」、「発達相談」を行います。 - 教育センター、小・中学校にスクールカウンセラーを配置します。 - 小・中学校、幼稚園、保育所（園）への巡回相談を行います。	教育推進課
③支援教育の充実	- 島本町支援教育研究協議会を中心に、小・中学校における支援教育の研究・研修を行うとともに、個別の教育支援計画・指導計画を活用した指導の充実を図ります。 「支援学級」の教育内容の充実を図るとともに、障害の状況に応じ、適切に教職員・支援員等を配置します。 - 通常学級に在籍する障害のある児童生徒を対象とした「通級指導教室」により、個別指導の充実を図ります。	教育推進課

³ インクルージョン：「包含」や「包み込む」ことを意味する英語で、教育や福祉の分野では、「一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、誰もが自分に合った配慮を受けながら、地域の資源（学校等）を利用できる」という理念・手法をあらわす言葉として使われています。

個別施策	取組内容	所管課
④進路指導の充実	● 卒業後の進学や社会的自立を促すため、福祉・雇用分野や、支援学校との連携を図り、進路指導とアフターケアを行います。 ● 幅広い進路選択を可能にするため、早い時期からさまざまな機会を通じて説明や情報提供を行うとともに、各中学校の実態に合わせたキャリア教育の取組を実施します。	教育推進課
⑤学校施設のバリアフリー化	● 小・中学校において、障害のある児童生徒が安全かつ快適に学校生活がおくれるよう、施設・設備の改善やバリアフリー化に努めます。	教育総務課

（２）放課後・休日活動への支援

【現状と課題】

- ◆ 学童保育室では、障害者手帳を所持しているなど支援が必要な児童については、小学校6年生までの受け入れを実施しているほか、保護者の申込みによる「サポート保育」を実施しています。
- ◆ 令和5(2023)年度時点で、町内の「放課後等デイサービス」事業所は6か所となっています。利用希望者は増加を続けており、近隣自治体の事業所も含めて、利用者の増加に対応しています。
- ◆ 関係団体ヒアリングにおいても、孤立防止や家族関係の維持等のための交流の場や若年層が気軽に立ち寄れる場が求められており、学童保育や福祉サービス以外に、放課後や休日を過ごすその他の「居場所」についても、引き続き検討や情報収集を図りながら、情報提供を充実することが求められます。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①学童保育室でのサポート保育の充実	● 学童保育室において、支援を必要とする児童が適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、職員の資質向上、保育内容の充実等に取り組めます。	教育総務課
②放課後・休日活動を支援する福祉サービスの提供	● 放課後等デイサービスにより、就学児童に放課後・休日の活動の場を提供するとともに、町内事業所のサービス向上や連携強化に向けた取組を支援します。 ● 日中一時支援事業、短期入所（ショートステイ）の提供体制の充実を図り、放課後・休日における居場所の確保を支援します。 ● 移動支援事業（ガイドヘルプサービス）により、放課後や休日の外出を支援します。	福祉推進課
③その他の居場所の確保に向けた取組	● 児童が放課後に過ごし、活動する居場所について、関係機関・団体と連携し、情報収集や検討、保護者への情報提供等に努めます。	福祉推進課 教育総務課

基本目標4 必要なサービスを確保し、地域での暮らしを支援する

1. 相談支援

地域で自立した生活をおくるためには、福祉サービス・制度の適切な利用を支える相談支援の充実が重要です。障害者や家族が安心して、気軽に利用でき、適切な支援を行う相談支援体制の整備に取り組みます。

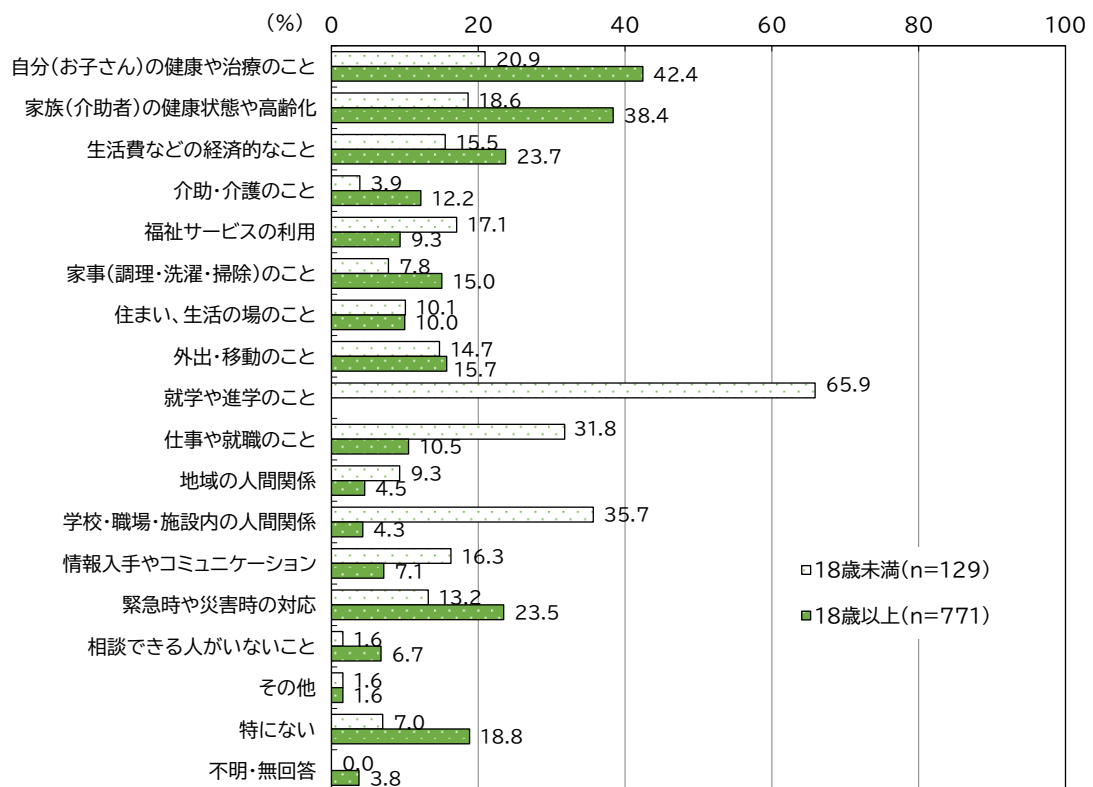
(1) 相談支援体制の整備

【現状と課題】

- ◆ 障害者への総合相談については、平成27(2015)年度から役場内に「基幹相談支援センター」を設け、福祉専門職の町職員による対応を行っています。また、令和元(2019)年度に開設した「地域生活支援拠点等施設（地域福祉支援センター島本）」においては、一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援を含む）のほか、特定相談支援事業、障害児相談支援事業を実施し、幅広い相談支援事業を展開しています。
- ◆ 今後は、障害者・高齢者・子ども・ひとり親家庭・生活困窮・ひきこもりなど、地域の多様な支援ニーズに対応するため、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の整備を進めていく必要があります。
- ◆ サービス等利用計画の作成については、町内の通所施設等を特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所に指定して対応していますが、プラン作成率の向上に取り組む必要があります。

■令和5(2023)年度アンケート結果より

○現在の生活で困っていることや不安に思っていることで、相談したいこと



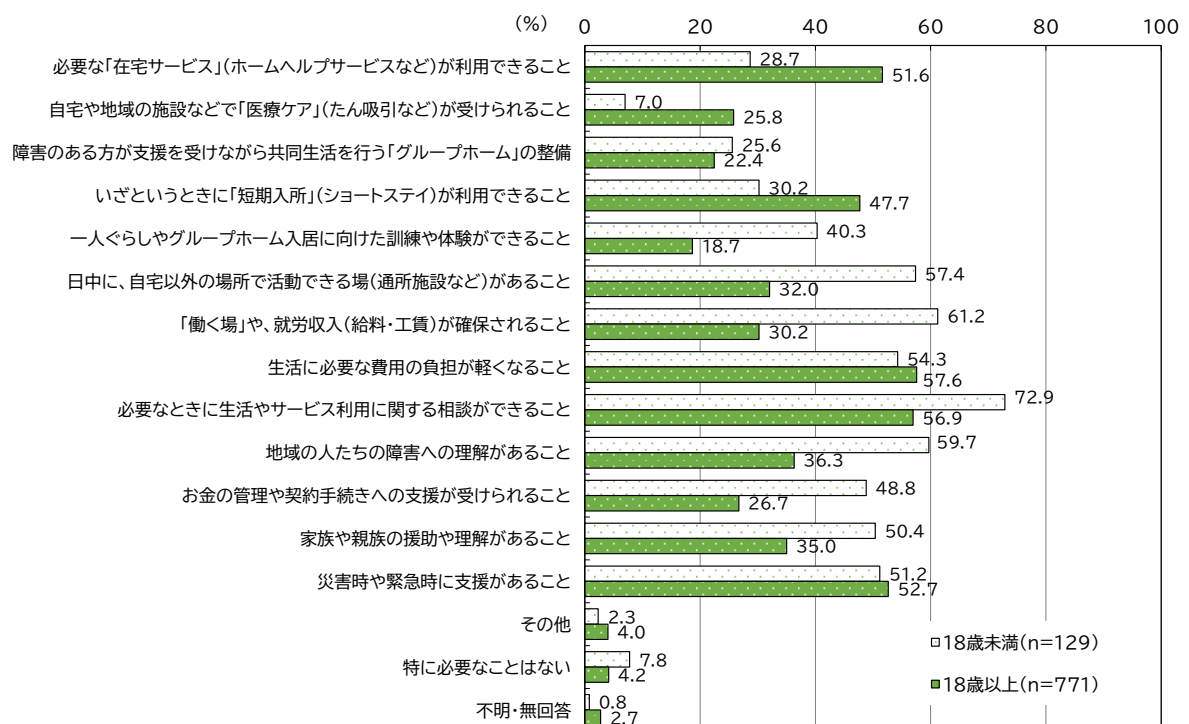
【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①総合的な相談支援体制の充実	● 地域生活支援拠点等施設、基幹相談支援センターを中心として、さまざまな障害や年齢層に対応した総合的な相談支援体制の構築を進めます。 ● 障害・高齢・子ども・生活困窮など、地域の多様な支援ニーズに対応する重層的支援体制の構築など相談支援体制の強化について検討を進めます。	福祉推進課
②障害者相談支援事業の充実	● 地域生活支援拠点等施設、基幹相談支援センター、その他の関係機関・事業所との連携を強化し、相談支援の充実に努めます。	福祉推進課
③サービス等利用計画の作成体制の充実	● 特定相談支援・障害児相談支援について、プラン作成事業所の確保、制度や事業所の周知などにより、プラン作成率及び質的向上に努めます。	福祉推進課
④病院・入所施設からの地域移行の促進	● 関係事業所と連携し、ひとり暮らしやグループホーム利用の体験機会の提供、緊急時の受け入れや相談支援等の体制を整備するとともに、町内でのグループホーム確保に向けた取組を支援し、長期入院・入所からの地域移行を促進します。 ● 長期入院・入所者への意向調査、病院・施設への働きかけなどにより、地域移行を希望する対象者の把握・掘り起こしに努めます。	福祉推進課

2. 生活支援

障害者の地域生活を支援するため、ニーズや障害特性に応じた福祉サービスを提供するとともに、日常生活の基盤となる住まい・日中活動の場の確保や就労支援に努めるなど、総合的な生活支援の体制づくりに取り組みます。

■令和5(2023)年度アンケート結果より ○障害者が地域で生活するために必要なこと



(1) 支援・サービス向上のための取組

【現状と課題】

- ◆ 障害福祉サービス等事業所と町で構成する「島本町障害者地域自立支援協議会」においては、情報の共有やイベントの企画等を行っていますが、専門部会での諸課題の検討等には取り組めていません。今後は、専門部会の拡充・再編を図り、地域課題の解決や支援の充実に向けた検討や調整を行っていく必要があります。
- ◆ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催し、行政と事業所、事業所間の連携、困難ケースの検討等を行っています。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①島本町障害者地域自立支援協議会の充実・強化	● 「島本町障害者地域自立支援協議会」の機能の強化と活動の充実を図り、地域移行・就労支援・権利擁護・障害児支援等、地域のさまざまな課題の解決を図るため、専門部会等での検討や調整を行います。	福祉推進課
②福祉サービス従事者の確保・定着と資質向上	● 関係機関と連携し、専門性を高めるための研修の実施や障害福祉の現場の魅力を積極的に発信する周知・啓発を行うなど、サービス従事者の養成やスキルアップに取り組みます。 ● 障害福祉サービス等事業所において、事業者間の情報交換・共有等の推進や、第三者評価の実施等による、サービスの質の向上及び適正な運営を促進します。 ● 「島本町障害者地域自立支援協議会」を活用し、行政と事業者、事業所間の連携、困難ケースの検討を行う場を確保します。	福祉推進課

(2) 地域生活を支援する福祉サービスの充実

【現状と課題】

- ◆ 引き続き、「地域生活支援拠点等施設」の機能を十分に活用し、町内事業所との連携により、障害者の地域生活をサポートする体制をさらに強化していくことが求められています。
- ◆ 重度障害者等のサービス利用を促進・支援するため、町独自制度で、生活介護事業所への重度重複障害者支援補助、短期入所事業所への職員を複数配置した場合の補助、各事業所への喀痰吸引等研修費補助、日中一時支援事業所への医療的ケア対応加算を実施しています。
- ◆ 高齢の障害者に対するサービスについては、主に介護保険制度により対応しています。対象者への介護サービス・介護予防サービス制度の周知のほか、障害福祉サービスからの円滑な移行や併用等についての相談支援や調整が必要です。
- ◆ 平成30(2018)年度からの「介護保険法」等の改正により、介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」が開始していますが、町内には共生型サービスを提供する事業所はなく、必要に応じて各事業所への働きかけを行うことが必要です。
- ◆ 平成25(2013)年度の「障害者総合支援法」の施行により、難病者の障害福祉サービス等の利用が可能となっています。サービス利用の対象疾病も順次拡大され、令和3(2021)年11月時点で366疾病となっています。

【施策の展開】

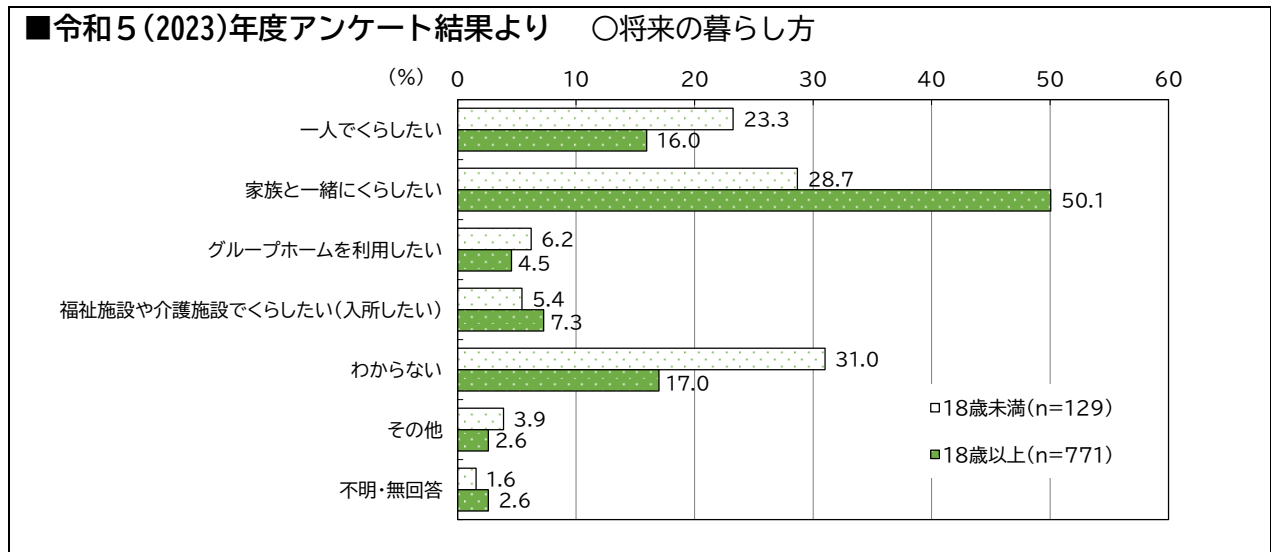
個別施策	取組内容	所管課
①地域生活支援拠点等施設の活用	● 通所機能と短期入所・相談支援機能等を併せ持ち、地域生活支援の中核となる「地域生活支援拠点等施設」を活用し、障害者へのサポート機能の強化を図ります。 ● 拠点施設においては、相談、ひとり暮らしやグループホームの利用に向けた宿泊体験、緊急時の受け入れ、サービス利用のコーディネート等の機能により、障害者（児）の地域生活を支援します。	福祉推進課
②障害福祉サービスの充実	● 関係機関・事業所の連携のもと、障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。 ● 各サービス事業所において、重症心身障害や強度行動障害、医療的ケアを必要とする重度障害者等の利用にも対応できるよう、サービス提供体制や支援内容の充実に努めます。	福祉推進課
③地域生活支援事業の充実	● 関係機関・事業所の連携のもと、障害福祉計画に基づき、地域生活支援事業の提供体制の充実を図ります。	福祉推進課
④福祉用具の給付	● 補装具費の支給、日常生活用具の給付を行います。 ● 日常生活用具については、新たな用具の開発状況や、障害者の生活実態・ニーズを注視し、適宜、対象品目や給付限度額等の見直しを行います。	福祉推進課
⑤介護保険サービスとの連携	● 高齢の障害者に対し、介護保険制度や介護予防・日常生活支援総合事業による介護サービス、介護予防サービスを提供します。 ● 介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」の提供について、事業所への働きかけや障害者・家族への情報提供等を行います。	高齢介護課 福祉推進課
⑥難病者への福祉サービスの提供	● 難病者に対し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供や補装具・日常生活用具の給付等を行います。	福祉推進課



(3) 住まいの場の確保

【現状と課題】

- ◆ 令和5(2023)年度時点で町内に障害者グループホームは5か所ありますが、関係団体・事業所ヒアリングにおいてもニーズの増加がうかがわれ、今後、事業所への働きかけや、町独自のグループホーム開設費用補助制度を活用するなどして、町内での更なるグループホームの確保に取り組む必要があります。
- ◆ 「地域生活支援拠点等施設」においても、ショートステイを活用した体験機能や緊急時の受け入れ、相談機能等により、障害者の地域生活移行やひとり暮らし等をサポートする取組を行っています。拠点施設・関係事業所との連携による地域移行のサポート体制の構築が求められます。
- ◆ 今後も、施設入所や入院からの地域移行を促進するとともに、家族の高齢化等の課題に対応するため、さらなる住まいの場の確保や、ひとり暮らしへの支援等が求められています。特に単身の精神障害者では、住まいの確保が困難であることが課題となっています。



【施策の展開】

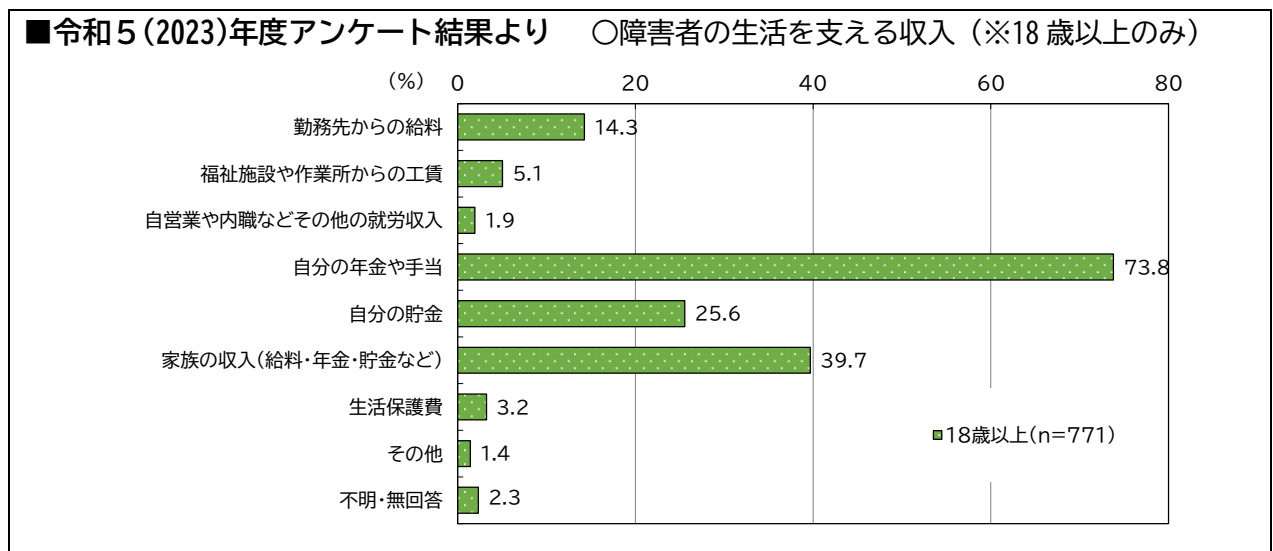
個別施策	取組内容	所管課
①グループホームの充実	● 障害者の生活の場として、共同生活援助（グループホーム）サービスの提供を行います。 ● 事業所への働きかけや開設費用の助成等により、町内でのグループホームの設置を促進します。	福祉推進課
②地域移行の促進と施設入所支援サービスの確保	● 施設入所や長期入院からの地域移行を促進するため、関係事業所と連携し、グループホーム整備などの環境づくりや移行の支援、地域生活のサポート等を行います。 ● 介護者の高齢化や障害の重度化等により、入所が必要な重度障害者等に対し、施設入所支援サービスの確保および情報提供に努めます。	福祉推進課
③ひとり暮らしへの支援	● 関係機関と連携し、家事や金銭管理の支援、相談、体験機会の提供、緊急時の受け入れ等により、障害者のひとり暮らしへの移行や既存の自宅での単身生活を支援します。 ● 障害者や高齢者等を受け入れる民間賃貸住宅や協力店舗を登録する大阪府制度「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」の周知・活用に努めます。 ● 障害福祉計画の地域生活支援事業で未実施となっている「住宅入居等支援事業」の実施を検討します。	福祉推進課 都市計画課

個別施策	取組内容	所管課
④公営住宅の入居支援	● 町営緑地公園住宅の空き家待ち募集において、障害者・高齢者・ひとり親家庭等の福祉世帯に対し、抽選回数の増加による優先入居を行います。 ● 府営住宅の福祉世帯向け募集、車いす世帯向け募集等の情報提供を行います。	都市計画課

(4) 経済的な支援

【現状と課題】

- ◆ 各種手当等の支給のほか、年金・扶養共済制度、税金や交通費の減免・割引制度、貸付制度等の周知・啓発を行っています。
- ◆ 令和4(2022)年度から、企業や公的機関で年金業務従事経験のある「年金相談員」を雇用し、年金窓口に配置しています。
- ◆ 今後も、障害者や家族が必要な制度を活用できるよう、情報提供の充実に努める必要があります。



【施策の展開】

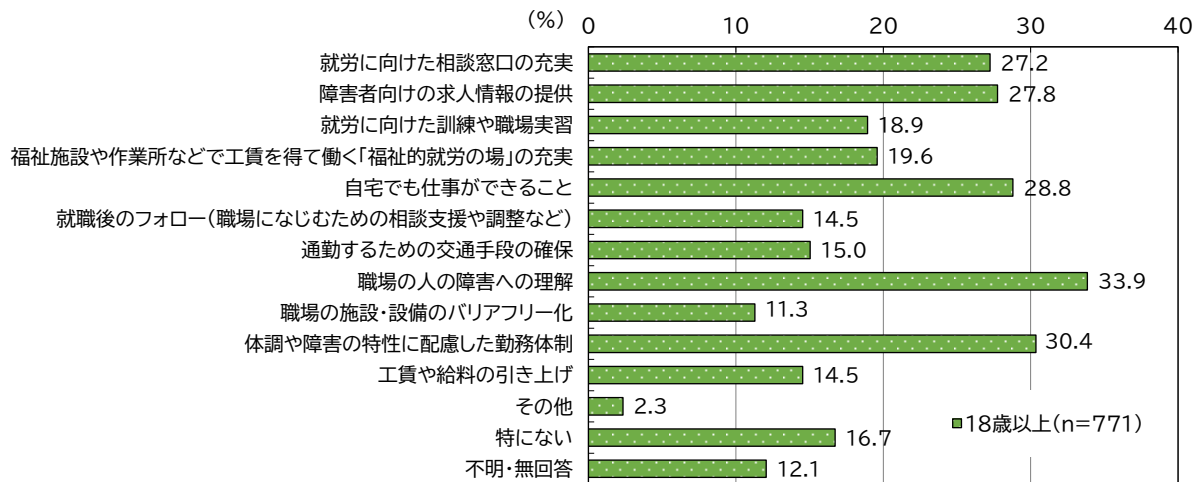
個別施策	取組内容	所管課
①各種手当の支給	● 福祉手当等の支給と情報提供により、障害者世帯への経済的な支援を行います。	福祉推進課
②年金・扶養共済制度の周知	● 障害年金をはじめとする年金制度に関する相談支援や情報提供を行います。 ● 保護者が死亡した場合等に、扶養している障害者に給付金を支給する「障害者扶養共済制度」の周知を行います。	保険年金課 福祉推進課
③各種減免・割引・貸付制度の周知	● 「障害者福祉の手引き」や町ホームページ等を活用し、税金の控除や減免、有料道路や公共交通機関の割引制度、生活福祉資金の貸付等の諸制度の周知・啓発に努めます。	福祉推進課

基本目標5 就労と社会参加を支援する

1. 雇用・就労

障害者が社会の一員としてさまざまな場で働き、自立した生活をおくる環境づくりを進めるため、雇用・就労の支援に取り組みます。

■令和5(2023)年度アンケート結果より ○障害者が働くために必要なこと（※18歳以上のみ）



（1）雇用促進・就労支援の充実

【現状と課題】

- ◆ ハローワークや高槻市障がい者就業・生活支援センター等との連携により、障害者雇用拡大に向けての啓発や、就労・職場定着への支援を行っています。今後も、地域での自立した生活を支援するため、さらなる取組の充実が求められています。
- ◆ コロナ禍において普及したテレワーク（ICTを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方）を活用するなど、障害のある人もない人も働きやすい環境を整備していくことが必要です。
- ◆ 町では、就労に向けた体験・実習の場として、平成28(2016)年度から「障害者庁内職場実習事業」を実施し、一般就労をめざす障害者の実習を受け入れています。令和4(2022)年度からは支援学校在校生も対象に追加しており、引き続き実習先や指導内容の充実に取り組んでいく必要があります。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①障害者雇用のための啓発	● 広報や研修等により、障害者雇用の促進や障害者雇用企業への支援制度等の周知・啓発を行います。	福祉推進課 にぎわい創造課
②関係機関と連携した就労支援の実施	● ハローワークや高槻市障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労や資格取得、職場定着等に向けた相談支援や情報提供を行います。 ● 高槻市障がい者就業・生活支援センターの周知を進め、登録者数の増加を図ります。 ● 障害者雇用奨励金により、障害者を雇用した企業への助成を行います。 ● 地域就労支援事業により、就労が困難な障害者等に対する相談支援を行います。	福祉推進課 にぎわい創造課
③職場体験機会の提供	● 「障害者庁内職場実習事業」等により、職場体験・実習機会を提供するとともに、実習内容の充実に取り組みます。	福祉推進課
④就労移行支援・就労定着支援事業の活用	● 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業・就労定着支援事業を活用し、就労のための訓練や相談、職場探し、職場定着等への支援を行います。 ● 就労移行支援事業・就労定着支援事業を提供する町内事業所の確保に努めるとともに、近隣自治体に所在する事業所との連携を図ります。	福祉推進課

(2) 福祉的就労の場の確保

【現状と課題】

- ◆ 「就労継続支援」や「地域活動支援センター」等の事業所と連携し、福祉的就労の場を確保するとともに、工賃水準の向上に向けたさまざまな取組を支援することが必要です。
- ◆ 平成25(2013)年度から施行された「障害者優先調達推進法」に基づき、本町でも調達指針・調達目標を策定し、障害者施設や障害者多数雇用企業からの物品や役務の発注増加に取り組んでいます。今後も、庁内各部局に働きかけ、委託や購入等の発注内容の拡大・増加に努めることが必要です。
- ◆ 令和3(2021)年度から、町内事業所で販売する製品や受託可能な作業を紹介する冊子を作成し、周知に努めています。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①就労継続支援の充実	● 町内の就労継続支援事業所との連携を中心に、一般就労が困難な障害者を対象に、就労機会の提供や知識・能力向上のための訓練等を提供します。	福祉推進課
②地域活動支援センターの運営支援	● 障害者が日中に通所し、就労する場として、「地域活動支援センター」への運営支援を行います。	福祉推進課
③障害者施設等からの優先調達の推進	● 庁内各部局の連携・協力により、「障害者優先調達推進法」に基づく障害者施設等からの物品や役務の調達を推進します。	福祉推進課

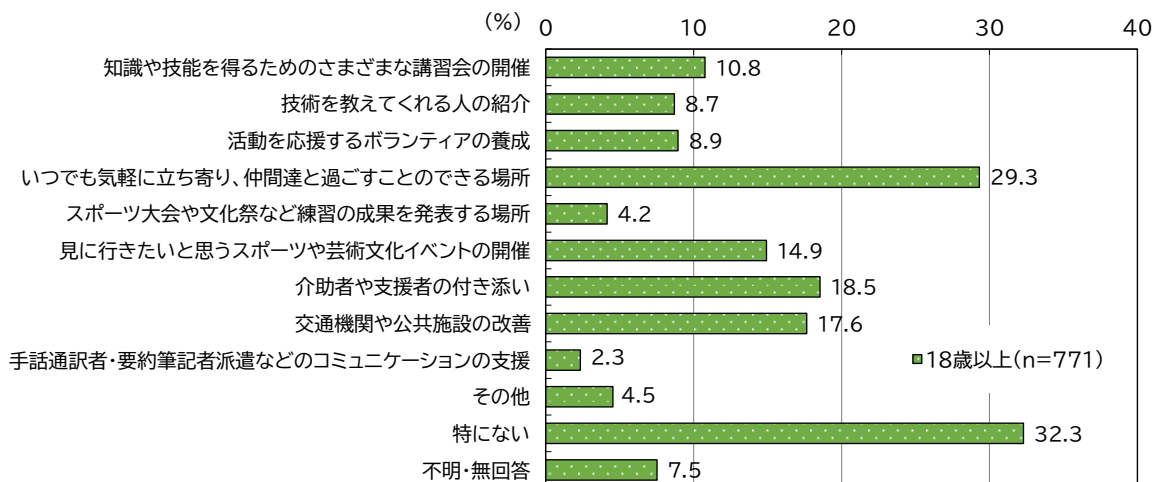
個別施策	取組内容	所管課
④工賃水準向上に向けた支援	● 関係事業所と連携し、製品の開発や紹介冊子等を活用したPR、販路拡大、製品を展示・販売する場や機会の確保等、工賃水準向上に向けたさまざまな取組を支援します。	福祉推進課

2. 生きがい・社会参加

障害者が生きがいをもち、地域のさまざまな活動に参加・参画することができる環境づくりを進めます。

■令和5(2023)年度アンケート結果より

○自由時間にしたい活動をするために必要なこと（※18歳以上のみ）



(1) スポーツ・文化活動の促進

【現状と課題】

- ◆ 障害者（児）を対象とした町スポーツ事業（ふれあいスポーツ教室・大会）を開催しています。大阪府障がい者スポーツ大会についても、町事業のステップアップや成果発表の場と位置付け、送迎等の支援を行い、毎年多数の選手が参加しています。
- ◆ 平成27(2015)年度から開始した「自発的活動支援事業補助金」を活用し、当事者団体が行うスポーツ・文化活動等に対しても事業補助を行っています。
- ◆ 今後も、障害者スポーツ事業の充実に努めるとともに、自主的な活動への支援や障害者も地域住民も一緒に楽しめるスポーツ環境づくりを目指し、関係部局・団体との連携強化を進めていく必要があります。
- ◆ 障害者週間事業の一環として、障害者の製作した絵画・手芸等の作品展を実施しています。今後も、生涯学習事業との連携を図りながら、障害者の文化・芸術活動を促進する取組が必要です。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①ふれあいスポーツ教室・大会の実施	● 障害者（児）を対象としたふれあいスポーツ教室・大会を開催するとともに、さらに需要の高い内容を目指し、スポーツ活動や交流の機会を活性化します。	福祉推進課
②スポーツ活動の支援	● 大阪府障がい者スポーツ大会等、広域で開催されるスポーツ大会・イベントへの参加を支援します。 ● 用具の貸出や当事者団体への事業補助等により、障害者やその家族による自主的なスポーツ活動を支援します。 ● 総合型地域スポーツクラブや各種競技団体等と連携し、障害者が参加できるスポーツ環境の充実に努めます。	福祉推進課 生涯学習課
③文化・芸術活動の支援	● 作品展の開催や当事者団体への事業補助等により、障害者の文化・芸術活動の支援に努めます。 ● 関係機関・事業所と連携し、文化芸術の鑑賞・創造・作品発表の機会の確保や、作品やイベント・展示に関する情報発信に努めます。	福祉推進課 生涯学習課

（２）生涯学習の推進

【現状と課題】

- ◆ 町立図書館において、点字図書・大型活字図書等の資料の貸出を行っています。今後も資料の充実に努めるとともに、障害者が利用しやすい環境づくりを進める必要があります。
- ◆ 教室・講座等において、障害者の参加に配慮した取組が必要です。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①図書館サービスの充実	● 点字図書、大型活字図書、録音資料、手話・字幕付き映像資料等の充実を図るとともに、障害者が利用しやすい読書環境整備に努めます。	生涯学習課
②生涯学習機会の充実	● 教室・講座等において、障害者の参加に配慮するとともに、障害者への理解を深める内容についても検討します。	各事業所管課

（３）当事者活動への支援

【現状と課題】

- ◆ 障害者団体への運営助成やふれあいセンター利用料の減免等のほか、自主的なサークルへの相談・助言、情報提供等の支援を行っています。平成27(2015)年度からは、当事者団体・サークルが行う療育・相談・研修等の活動に対して事業補助を行う「自発的活動支援事業補助金」を創設しています。
- ◆ 障害者サークル・家族会等は、会員の高齢化や活動の縮小が課題となっています。活動の活性化、新規メンバー加入について、引き続き支援していくことが求められます。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①障害者団体・サークル等への支援	● 団体運営や自主事業への補助、施設利用料の減免、相談・情報提供等により、障害者団体やサークルの活動を支援します。	福祉推進課
②家族への支援	● 障害者の家族への相談支援、情報提供の充実を図ります。 ● 家族会等の活動の活性化や新規メンバー加入のための支援について、活動内容の紹介等を通じて継続的に取り組みます。	福祉推進課

(4) 行政への参画

【現状と課題】

- ◆ 障害者・家族等の行政への参画を図り、当事者のニーズ把握に努めるため、パブリックコメント、各種会議への障害者団体代表者や公募委員の参画、アンケート調査等を実施しています。
- ◆ 選挙については、筆談用ボードの配置や郵便投票・点字投票等の周知を図るとともに、投票所の段差解消に取り組むなど、今後も投票しやすい環境づくりを進める必要があります。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①障害者の意見を聴く機会の確保	● 会議への参画、パブリックコメント（意見募集）やアンケート調査の実施等により、各種計画の策定やまちづくりに関して、障害者の意見を聴く機会の確保に努めます。	福祉推進課
②障害者の投票支援	● 音訳版選挙公報の送付、投票所への筆談用ボードの配置、郵便投票や点字投票への対応、投票所の段差解消等、障害者が選挙で投票しやすい環境整備を進めます。	行政委員会事務局



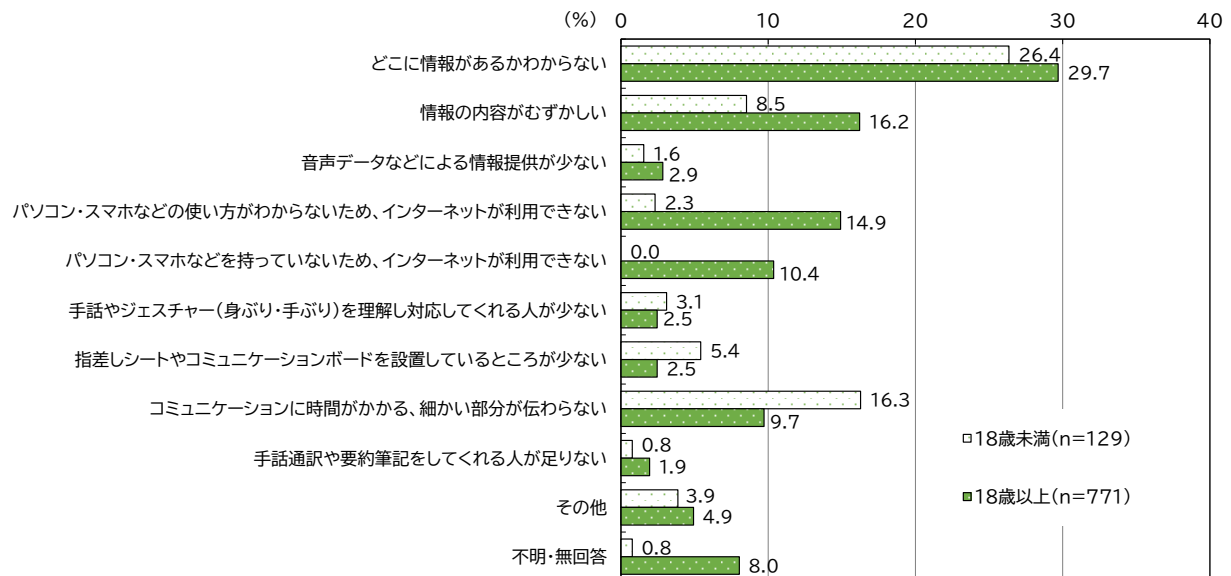
基本目標6 安全・安心で、すべての人にやさしいまちをつくる

1. 情報・意思疎通支援

日常生活や社会生活に必要な情報を取得することができるよう、障害特性に配慮した分かりやすい情報提供および情報取得支援の充実を図るとともに、手話通訳等の意思疎通（コミュニケーション）支援の充実を図ります。

■令和5（2023）年度アンケート結果より

○情報入手や周囲の人とのコミュニケーションについて困ること（※特になしを除く）



（1）情報提供の充実

【現状と課題】

- ◆ 広報誌、町ホームページ、SNS、メール、冊子等の各種広報媒体を活用し、行政情報等の情報提供を行っています。視覚・聴覚障害者に対しては、声の広報（音声版広報）、情報支援機器の給付等により、情報取得の支援を行っています。
- ◆ 今後も、技術革新や当事者のニーズ等に対応し、引き続き広報媒体の情報の充実に努めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方や、令和元（2019）年に施行された「読書バリアフリー法」を踏まえ、音声データや、音声化に対応したデータ（電子書籍・テキスト形式等）、読みやすい文字情報（大きな文字、読みとりやすいフォント、やさしい文章表現やルビ等）の提供など、さまざまな障害特性に配慮し、分かりやすく、伝わりやすくする取組が必要です。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①広報媒体の充実	● 広報誌・町ホームページ・SNS・メール・冊子等の多様な広報媒体を活用し、障害特性に配慮した分かりやすい伝え方やデータ形式など、障害者がより情報入手しやすくなるよう工夫し、サービスや制度、イベント等の情報提供を行います。	政策企画課

個別施策	取組内容	所管課
②福祉サービス・制度の情報提供の充実	● 障害者・難病者が利用できる制度・サービスをまとめた冊子、事業所情報をまとめた冊子等を適宜更新して発行し、窓口等で配布します。 ● 広報誌や町ホームページにおける福祉サービス・制度に関する情報について、定期的な掲載に努め、情報入手の機会を増加するとともに、掲載内容の充実を図ります。	福祉推進課
③視覚障害者への情報提供の充実	● 声の広報事業（音声版広報の発行）により、広報しまもと等の内容を朗読してCDに録音し、視覚障害者の自宅に郵送します。 ● 視覚障害者に対し、拡大読書器、活字文書読み上げ装置、ポータブルレコーダー、地デジ対応ラジオ等の情報支援機器（日常生活用具）を給付します。 ● 町ホームページ等での音声データや音声化に対応したデータの掲載、紙媒体への音声コード使用など、音声情報の提供の充実に努めます。	福祉推進課 政策企画課
④聴覚障害者への情報提供の充実	● 聴覚障害者に対し、聴覚障害者用屋内信号装置、ファックス等の情報支援機器（日常生活用具）を給付します。	福祉推進課
⑤インターネットによる情報提供の充実	● 町ホームページ等の掲載情報の充実やアクセシビリティの向上に努めるとともに、アクセシビリティに関する研修の実施などを通じて、職員の意識改善に努めます。 ● イベント情報や災害情報・避難情報、不審者情報等についてメールやSNSを通じた配信を実施します。	政策企画課 危機管理室

（２）意思疎通支援の充実

【現状と課題】

- ◆ 聴覚・音声言語機能障害者への意思疎通（コミュニケーション）支援として、従前から手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業を実施しています。
- ◆ 要約筆記については、パソコン要約筆記者の派遣事業を開始していますが、利用実績は少ない状況です。また、町内のパソコン要約筆記ボランティアサークルが解散しており、ボランティアの確保が課題となっています。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①手話通訳による意思疎通支援	● 役場に手話通訳者を配置し、手続きや相談のために来庁する聴覚障害者の意思疎通を支援します。 ● 公的機関への届出・相談、医療機関の受診等の際に手話通訳者を派遣します。	福祉推進課
②要約筆記等による意思疎通支援	● 要約筆記やICTを活用した意思疎通支援を検討します。 ● 公的機関への届出・相談、医療機関の受診等の際にパソコン要約筆記者を派遣します。	福祉推進課

2. 生活環境の整備

誰もが安全かつ快適に外出し、社会生活を営むことができる環境の実現に向けて、駅周辺や道路、公園、公共施設等を中心とした環境整備を行い、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの視点によるまちづくりを進めていくことが必要です。

(1) 福祉のまちづくり

【現状と課題】

- ◆ 島本町バリアフリー基本構想等に基づき、町施設や道路等のバリアフリー化に取り組んでいます。今後も、基本構想の中長期課題の実現に向けてバリアフリー化を進め、移動や施設利用のさらなる利便性・安全性の向上を図ることが必要です。

【施策の展開】

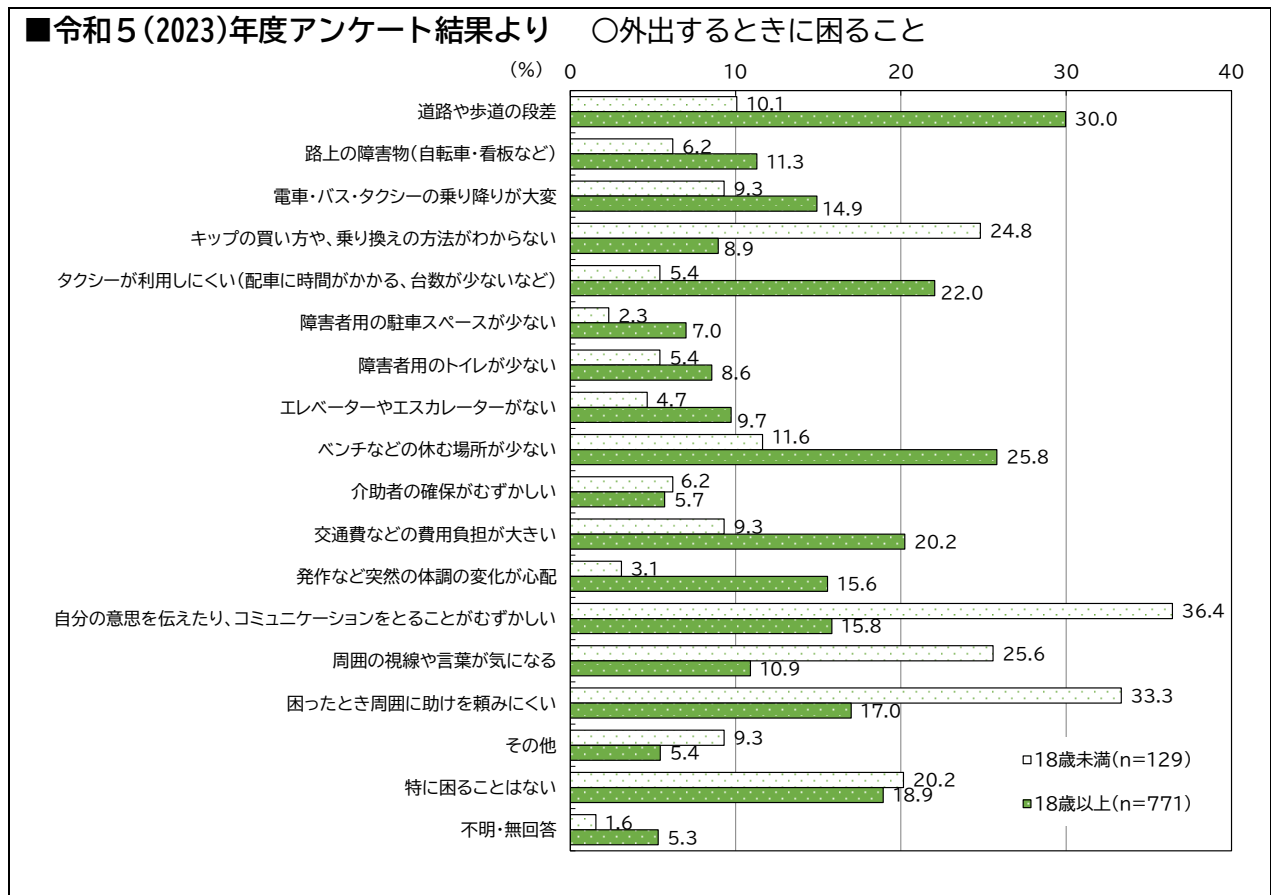
個別施策	取組内容	所管課
①公共施設のバリアフリー化	● 手すりやスロープ、視覚障害者誘導用ブロック、オストメイト対応を含む多目的トイレ等の設置を進めます。 ● ユニバーサルデザインの観点から、施設照明のLED化による視認性の向上や、障害特性に配慮した分かりやすい案内表示（ふりがなや点字の併記、色づかいへの配慮、文字でなく絵やマークで場所を表すなど）に努めます。	各施設所管課 都市計画課
②道路・公園のバリアフリー化	● 障害者が安全で快適に移動できるよう、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、歩道のバリアフリー化を図るとともに、歩道の設置、交差点改良等の道路の整備・改善を進めます。 ● 公園において、段差解消等のバリアフリー化やベンチ等の利用者が休憩する場所の充実を図ります。	都市整備課
③住宅のバリアフリー化	● 重度障害者に対し、バリアフリー化のための住宅改修費用の助成を行います。	福祉推進課



(2) 外出・移動の支援

【現状と課題】

- ◆ 自動車利用の支援として、自動車改造・免許取得助成を実施し、障害者の移動や社会参加を支援しています。
- ◆ タクシー利用に対しては、重度障害者に対する移送サービス（タクシー代助成）を実施していますが、近年は運転手不足等によりタクシーの予約・利用が難しくなる等の課題が生じています。
- ◆ 障害者・高齢者等の外出を支援するため、福祉巡回を目的として「福祉ふれあいバス」を運行しています。町内の路線バスには低床化バスが完全導入されています。



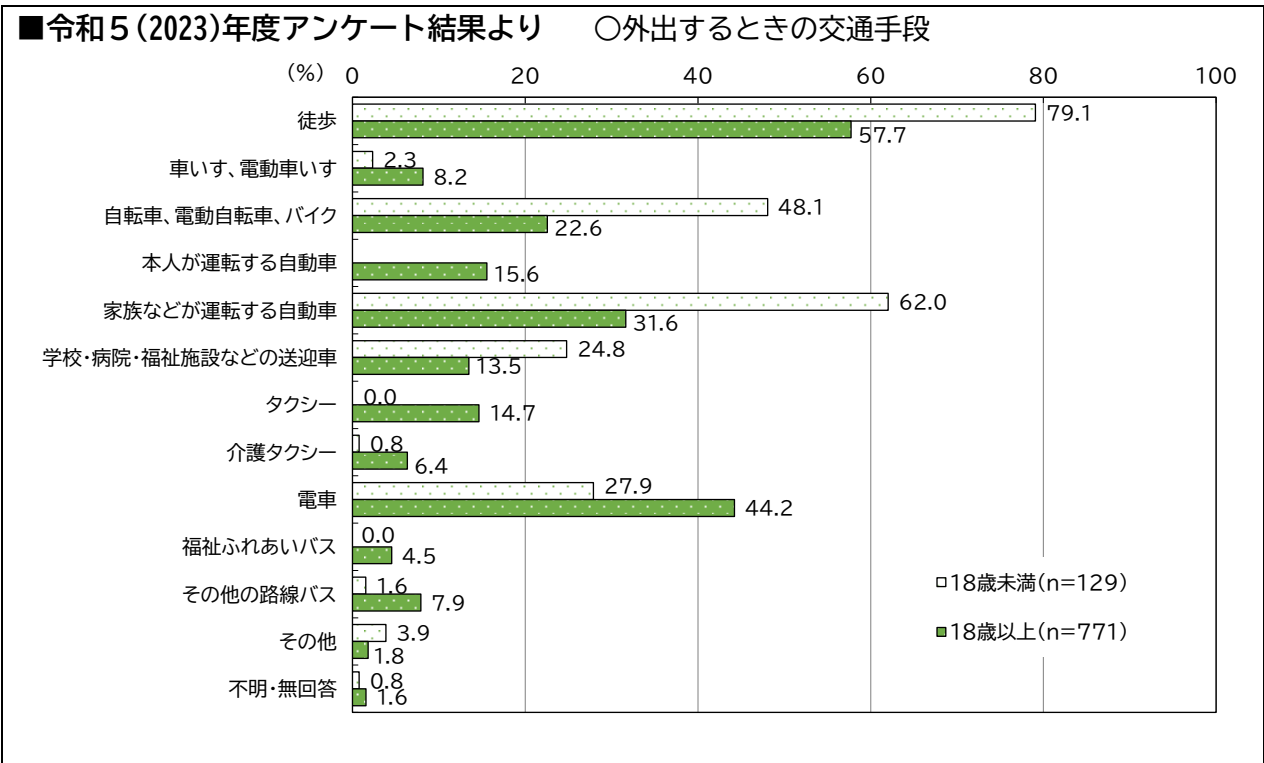
【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①自動車利用の支援	● 身体障害者が自ら所有し運転する自動車の改造費用の助成を行います。 ● 身体・知的・精神障害者の自動車運転免許取得費用の助成を行います。	福祉推進課
②タクシー利用の支援	● タクシー・介護タクシーの利用料の軽減のため、重度障害者に対する移送サービス（タクシー代助成）を実施します。	福祉推進課
③バス利用の支援	● 障害者とその介助者の外出を支援するため、「福祉ふれあいバス」を運行します。	高齢介護課
④外出介助サービスの実施	● 障害者総合支援法に基づく移動支援（ガイドヘルプサービス）、同行援護により、外出支援を行います。 ● 町独自事業として、通学通所支援者派遣事業を実施します。	福祉推進課

（３）交通安全対策の推進

【現状と課題】

- ◆ 交通ルールやマナーの啓発、不法駐車・放置自転車等対策、交通安全施設の整備等により、安全な交通環境づくりに取り組んでいます。今後も警察等と連携した取組を進める必要があります。



【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①交通安全のための環境づくり	● 関係機関・団体との連携により、運転者安全講習会、交通安全教室の開催、通学路の点検、交通安全街頭PRなどを行います。 ● 駅前周辺や歩道等において、通行の安全確保や事故防止を図るため、警察と連携した不法駐車の手締まりや放置自転車等の撤去及び啓発に努めます。	都市整備課
②交通安全施設の整備	● ガードレール・カーブミラー・路面標示など、交通安全施設の新設及び維持管理を行います。 ● 音響信号の設置を促進します。	都市整備課

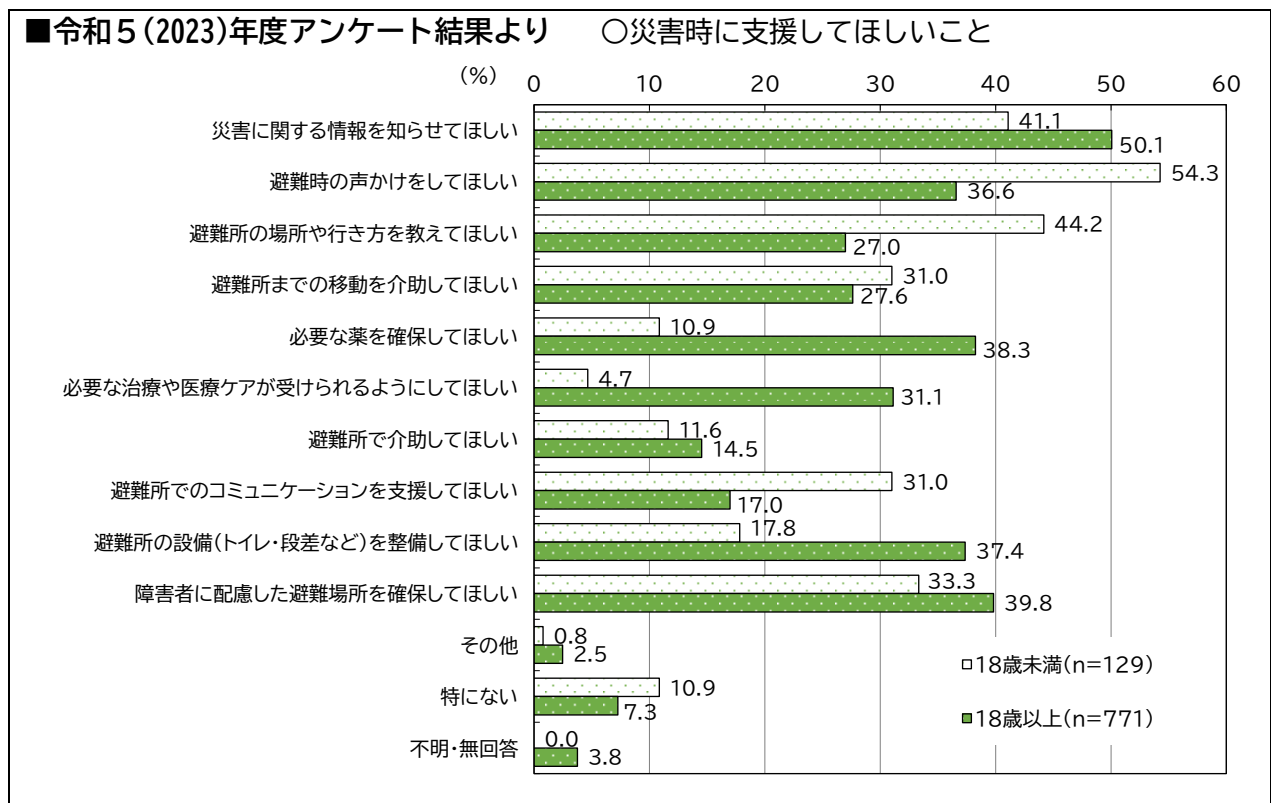
3. 安全の確保

災害等の緊急時に適切な支援を行い、安全を確保するため、防災対策の推進を図るとともに、障害者が犯罪や悪質商法の被害にあわない環境づくりを進めます。

(1) 災害時・緊急時の支援体制の充実

【現状と課題】

- ◆ 平成 28(2016)年度から、災害時に自力避難が困難な重度障害者・要介護高齢者等の情報を登録し、同意を得て地域の支援機関と共有する「避難行動要支援者登録制度」を実施しています。
- ◆ 令和 5(2023)年度からは、登録者の個別の避難方法等を定める「個別避難計画(個別プラン)」の作成を開始していますが、今後は、関係事業所等と連携したプラン作成体制の強化や、登録情報やプランの共有に同意する地域の支援機関の確保が必要となります。
- ◆ 災害時の障害者については、移動、情報の取得、意思疎通、集団生活への適応、介助や医療的ケアの確保等の課題を抱えていることから、さまざまな障害特性に配慮した防災対策の推進が求められています。



【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①防災意識の高揚と地域での支援体制づくり	● 防災ハザードマップを更新・配布し、防災について啓発を行うとともに、危険区域や避難所等の周知に努めます。 ● 町防災訓練の実施や地域の防災訓練の開催支援により、住民の防災意識の高揚を図ります。また、障害者施設での避難計画の策定や訓練の開催を支援するとともに、障害者（団体・事業所等）の訓練への参加促進を図ります。 ● 障害者や高齢者等、すべての住民の安全確保に留意した自主防災組織の育成を進めます。	危機管理室 福祉推進課
②災害時の物資確保の充実	● 災害時に障害者の生活や身体機能の維持に必要な資機材や食品、医薬品等を確保するため、備蓄や関係機関との連携等の取組を進めます。また、自助として家庭での備蓄を促進します。 ● 人工呼吸器を装着する身体障害者・難病者に対し、災害時の停電に備えた自家発電機・バッテリー（日常生活用具）を給付します。	福祉推進課 危機管理室
③避難行動要支援者への支援体制の充実	● 「避難行動要支援者登録制度」を適切に運用し、対象者への周知、情報の登録・更新、支援機関との共有を行います。 ● 関係事業所等と連携し、災害リスク等から優先度の高い登録者を中心に、「個別避難計画」の作成を推進します。 ● 登録情報や個別プランを共有して災害時の連携を図るため、自主防災会など地域の支援機関との情報共有に係る協定の締結を推進します。	福祉推進課 危機管理室
④災害時の情報伝達体制の整備・充実	● 防災行政無線、広報車、SNS・メール、町ホームページ、地域の支援機関からの声かけ等、多様な情報伝達手段により、災害情報や緊急情報を迅速に伝達する体制の整備・充実に努めます。	危機管理室
⑤避難所の確保・充実	● 指定避難所や避難地の確保と施設・設備の充実に努め、障害者や高齢者の避難施設となる福祉避難所のさらなる確保に取り組みます。 ● 災害時の避難生活において、障害者に配慮した避難所運営、情報提供、意思疎通支援等を行うための体制づくりを進めます。	福祉推進課 危機管理室
⑥緊急通報システムの運営	● ひとり暮らしの重度身体障害者・高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、急病や事故等のときに電話回線を通じてセキュリティ会社に通報する緊急通報システムの運営を行います。	福祉推進課 高齢介護課
⑦ファックス・インターネットでの緊急時の通報への対応	● 電話での 119 番通報が困難な聴覚・音声言語機能障害者等を対象に専用ファックス用紙を配布し、火災・救急時のファックス通報に対応します。また、スマートフォン等からインターネットを利用して 119 番通報ができるサービス「NET119」の周知を図ります。 ● 電話での 110 番通報が困難な聴覚・音声言語機能障害者等に対し、警察のファックス 110 番、メール 110 番等の制度の情報提供を行います。	消防本部 福祉推進課

（２）防犯・消費者保護対策の推進

【現状と課題】

- ◆ 地域防犯体制の整備のため、啓発や防犯灯設置、不審者情報のメール・LINE 配信、登下校時の見守り・パトロール等の取組を行っています。
- ◆ 悪質商法等による被害を防止するため、消費生活相談等の消費者保護対策に取り組んでいます。
- ◆ 今後も、障害者が地域において安全・安心に生活ができるよう、防犯・消費者保護対策のさらなる充実が求められています。

【施策の展開】

個別施策	取組内容	所管課
①防犯体制の整備	● 警察・防犯委員会等と連携し、啓発やパトロール等を行うとともに、防犯灯の設置など犯罪が発生しにくい環境づくりを進めます。 ● 不審者情報等のメール・LINE 配信により、安全確保のための情報提供を行います。 ● 通学の安全確保を図るため、登下校時の安全ボランティアによる見守りや、防犯カメラの維持管理を行います。	危機管理室 政策企画課 教育推進課 教育総務課
②消費者保護対策の推進	● 悪質商法等による被害を防止し、被害を受けたときの相談支援や事業者への指導等を行うため、消費生活相談等の消費者保護対策を推進します。	にぎわい創造課



資料

島本町障害者施策推進協議会条例

平成 13 年 7 月 13 日条例第 13 号

(最近改正 平成 26 年 4 月 1 日)

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、島本町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 町の関係団体が推薦する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則 (略)

島本町障害者施策推進協議会 委員名簿

氏名	所属	備考
相田 ひろみ	公募委員	
井戸 恵利子	島本町在住障害児をもつ親の会 フレンズ	
岩田 明子	特定非営利活動法人 すばる 副理事	
奥村 一貴	社会福祉法人 南山城学園 地域福祉支援センター島本 センター長	
河野 昭代	あじさい＊心の集い 代表	
小寺 鐵也	種智院大学 社会福祉学科 教授	会長
外村 敏一	公募委員	
谷 川 肇	島本町身体障害者福祉協会 副会長	
豊島 敦哉	一般社団法人 高槻市歯科医師会	
永井 由美子	社会福祉法人 島本町社会福祉協議会 会長	副会長
花田 純子	島本町民生委員児童委員協議会 副会長	
松井 昭憲	大東市障害者生活支援センター 副所長	※令和5(2023)年 9月4日まで
森 拓 美	一般社団法人 高槻市医師会	
森川 晶平	高槻市障害者就業・生活支援センター 所長	
山内 一寛	大阪府茨木保健所 地域保健課長	

(五十音順／敬称略)

島本町障害者施策推進協議会 開催経過

回数	開催日	主な案件
第1回	令和5(2023)年8月1日(火)	1 会長・副会長の選出について 2 次期障害者計画及び障害福祉計画(障害児福祉計画)策定にかかるスケジュール・アンケート調査票(案)について
第2回	令和5(2023)年10月20日(金)	1 現行障害者計画及び障害福祉計画(障害児福祉計画)の進捗状況について 2 次期障害者計画及び障害福祉計画(障害児福祉計画)策定にかかるアンケート結果報告書について
第3回	令和5(2023)年11月20日(月)	1 第4次島本町障害者計画素案について
第4回	令和5(2023)年12月22日(金)	1 障害福祉サービス等事業所及び関係団体ヒアリング結果について 2 第4次障害者計画素案について 3 第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)素案について
第5回	令和6(2024)年3月7日(木)	1 自立支援協議会意見聴取について 2 パブリックコメントの回答(案)について 3 障害者計画等の最終案について

用語説明

あ行

ICT（あい しー ていー）

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、インターネットなど、情報や通信に関する技術の総称。

いきいき百歳体操（いきいき ひゃくさい たいそう）

手首や足首に重りをつけて、ゆっくり両腕を突き上げたり、足を伸ばしたりする体操のことです。介護予防を目的として、町内の各地域で開催されています。

医療的ケア（いりょうてき けあ）

人工呼吸器による呼吸管理や、たんの吸引など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のことです。従前は看護師や家族が行ってきましたが、近年の制度改正により、一定の研修を受講すれば、介護職員等もたん吸引等を行うことができるようになっています。

医療的ケア児支援法（いりょうてき けあ じ しえん ほう）

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」のことで、医療的ケア（人工呼吸器管理、たん吸引等）を必要とする子ども（医療的ケア児）とその家族に対し、必要な医療・福祉サービスの提供と環境整備を目的として制定された法律です。

インクルージョン（いんくるーじょん）

「包含」や「包み込む」ことを意味する英語で、教育や福祉の分野では、「一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、誰もが自分に合った配慮を受けながら、地域の資源（学校等）を利用できる」という理念・手法をあらわす言葉として使われています。

か行

かみかみ百歳体操（かみかみ ひゃくさい たいそう）

口の周りや舌を動かして行う、食べる力や飲み込む力をつけるための口腔ケアのことです。介護予防を目的として、町内の各地域で開催されています。

合理的配慮（ごうりてき はいりょ）

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のことです。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（こうれいしゃ、しょうがいしゃ とう の いどう とう の えんかつか の そくしん に かんする ほうりつ）

高齢者や障害者などの社会参加と自立を促進し、快適で安全な移動や居住環境の実現を目指し、公共施設、公共交通機関、住宅、道路などのバリアフリー化を推進する法律です。

心のバリアフリー（こころ の ばりあふりー）

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

コミュニティソーシャルワーカー（こみゅにてい そーしゃる わーかー）

地域に基盤を置いた、住民に身近な福祉の総合相談員のことです。年齢や障害の有無に関わらず、社会的な課題を抱えるすべての地域住民を対象とし、地域住民や関係機関と連携・協力しながら支援を行います。島本町では、町からの委託により社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。

さ行

支援学校（しえん がっこう）

学校教育法で規定された障害児を対象とする学校のことです。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）等の児童に対し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とします。なお、学校教育法での名称は「特別支援学校」ですが、大阪府では「支援学校」の名称を使用しています。

社会的障壁（しゃかいてき しょうへき）

障害のある人にとって、日常生活や社会生活をおくる上で障壁となるようなものを指します。障壁には、利用しにくい施設や制度、障害のある人の存在を意識しない慣習、偏見といったものが含まれます。

就労選択支援（しゅうろう せんたく しえん）

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。（令和7（2025）年度から開始）

障害支援区分（しょうがい しえん くぶん）

障害者の障害の多様な特性や、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分です。最も支援が必要な区分6から区分1までの6段階があり、これにより受けられるサービスの種類等が決まります。

障害者基本法（しょうがいしゃ きほん ほう）

障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者福祉を増進することを目的として制定された法律です。

障害者差別解消法（しょうがいしゃ さべつ かいしょう ほう）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のことです。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律です。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（しょうがいしゃ じょうほう あくせしびりてい・こみゅにけーしょん しさく すいしん ほう）

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」のことです。障害者が情報を容易に取得・利用し、意思疎通を行える環境を整備することを目的として制定された法律で、情報通信技術の進展に対応し、ウェブサイトや公共サービスのアクセシビリティの向上、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援の充実を図ることで、障害者の情報アクセス権を保障するものです。

障害者総合支援法（しょうがいしゃ そうごう しえん ほう）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことです。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障害保健福祉施策を講じた法律です。

障害者雇用促進法（しょうがいしゃ こよう そくしん ほう）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」のことです。障害者の雇用機会を増やし、職場での公平な扱いを保証することを目的として制定された法律です。民間企業や公共機関に対して障害者雇用率の基準を設け、達成を義務付けるとともに、障害のある人の職場環境の改善や、就労支援サービスの提供など、職業生活の質を高めるための措置も含まれます。

小地域ネットワーク（しょう ちいき ネットワーク）

地区福祉委員会を基盤に、小地域（概ね小学校区）を単位として、地域の関係機関や団体が連携して、援助が必要な障害者や高齢者など一人ひとりを対象に支援を行う、支え合い・助け合い活動のことです。

自立支援協議会（じりつ しえん きょうぎかい）

障害者の地域における生活を支援していくためには、関係機関・関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。この役目を担うのが自立支援協議会です。島本町では、障害福祉サービス等の事業所と町で構成される「島本町障害者地域自立支援協議会」を設置し、事業所間の連携を図るとともに、イベントや研修の企画、地域の体制整備のための検討などに取り組んでいます。

身体障害者手帳（しんたい しょうがいしゃ てちょう）

一定の身体障害があると認められた人に交付される手帳です。手帳は、重度から順に1級から6級に区分され、障害種別により肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、内部障害（呼吸器・心臓・じん臓・肝臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫）に分けられます。

ストーマ（すとーま）

消化管や尿路の疾患等により、腹部に便や尿を排せつするために増設された排せつ口のことです。大きく分けて消化管ストーマと尿路ストーマがあり、消化管ストーマは人工肛門、尿路ストーマは人工ぼうこうとも呼ばれます。「ストーマ装具」はストーマから便や尿を受けるための袋のことで、日常生活用具の給付対象品目となっています。また、ストーマを増設した人のことを「オストメイト」とも呼びます。

精神障害者保健福祉手帳（せいしん しょうがいしゃ ほけん ふくし てちょう）

一定の精神障害があると認められた人に交付される手帳です。手帳は、重度から順に1級から3級に区分されます。

成年後見制度（せいねん こうけん せいど）

知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない人の権利や財産等を守るため、本人・親族等の申立てにより、財産管理や契約等の法律行為を代理、補助する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選任する制度です。なお、親族のいない対象者等の場合は、必要に応じて市町村長が申立てを行います。

*法人後見（ほうじん こうけん）

：社会福祉法人や NPO 等の法人が成年後見人等になり、個人が後見人になった場合と同様に、判断能力が十分でない人の支援を行うことをいいます。

*市民後見人（しみん こうけん にん）

：親族や弁護士等の専門職以外の、一般市民による後見人のこと。地域住民等で活動を希望する人が研修等を受けた上で、後見人としての活動を行います。

た行

地域共生社会（ちいき きょうせい しゃかい）

制度・分野の違いや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

地域包括ケアシステム（ちいき ほうかつ けあ しすてむ）

障害者や高齢者など、全ての地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるために、医療・介護・福祉サービスなどの生活支援サービスが日常生活の場で包括的・継続的に提供できるような地域での体制のことです。

通級指導教室（つうきゅう しどう きょうしつ）

小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の言語障害、情緒障害、弱視、難聴等のある児童生徒を対象に、各教科等の指導を主に通常の学級で行いながら、個々の障害に応じた特別の指導を別に行う教育形態です。

読書バリアフリー法（どくしょ ぼりあふりー ほう）

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」のことです。障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするため、音声や点字などの形式での資料提供を促進することで、読書資料のアクセスを向上させることを目的として制定された法律です。

な行

難病（なんびょう）

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期にわたり療養が必要となる疾病の総称。国では、平成 27(2015)年に施行した「難病に対する医療等に関する法律」（難病法）により、指定された難病の医療費助成等の支援を行っています。また、障害者施策においては、平成 25(2013)年に施行された「障害者総合支援法」において、難病者が障害者の範囲に追加され、指定された難病による障害のある人は、障害者手帳がなくとも、ホームヘルプサービスや福祉用具の給付等の障害福祉サービスが受けられるようになっています。

日常生活自立支援事業（にちじょう せいかつ じりつ しえん じぎょう）

知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らし続けられるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援などを行うサービスです。島本町では、社会福祉協議会が「みまもーる」の愛称で実施しています。

日常生活用具給付事業（にちじょう せいかつ ようぐ きゅうふ じぎょう）

障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付する制度です。給付対象用具や基準額などは市町村が定めます。用具は、目的や内容により区分されています。

は行

発達障害（はったつ しょうがい）

「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するもの」と定義されています。

パブリックコメント（ぱぶりっく こめんと）

町の意見公募制度のことです。町が基本的な施策等に関する計画や条例等を策定するときに、住民にその案を事前に公表して意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行い、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表する制度です。

PDCA サイクル（ピー でぃー しー えー さいくる）

生産・品質等の管理を円滑に進めるための業務管理手法の一つ。①計画（Plan）を立て、②計画に基づいて業務を実行（Do）し、③実行した業務を評価（Check）し、④評価に基づいて見直す（Act）というサイクルを繰り返すことで、継続的な業務の改善をめざします。

ま行

民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

や行

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさる でざいん）

年齢や性別、障害の有無などにかかわらずなく、誰もが等しく使いやすいように配慮したまちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を進め、誰もが生活しやすい社会環境をつくっていくという考え方のことです。

ら行

リハビリテーション（りはびりてーしょん）

障害のある人の身体・精神を社会環境に適応するため訓練を行うことだけではなく、障害のある人の周囲の環境や社会を変えることで、再び社会参加できることを保障しようとする考え方のことです。

療育（りょういく）

主に、障害のある子どもの機能を高め、社会的に自立することを目的として行う「治療」と「教育」のことをいいます。

療育手帳（りょういく てちょう）

一定の知的障害があると認定された人に交付される手帳です。障害の程度は、A（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の3区分があります。

両親教室（パパママクラス）（りょうしん きょうしつ・ぱばママ くらす）

妊娠中の人とその家族を対象に、ふれあいセンター等で開催している出産や育児について学ぶ教室です。

第4次島本町障害者計画

令和6(2024)年3月

発行 島本町 (健康福祉部 福祉推進課)

郵便番号618-8570

住所：大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

電話：075-961-5151

ファックス：075-962-5652